

平成23年度
情報公開・個人情報保護
制度運用状況報告書

平成24年8月

宮崎市

目次

I	情報公開制度の概要	1
1	情報公開制度の意義	1
2	情報公開制度の概要	2
3	公開請求に関する事務の流れ	5
4	不服申立てに関する事務の流れ	6
5	情報公開制度導入までの経過	7
II	情報公開制度の運用状況	8
1	利用状況	8
2	公開請求の状況	8
3	不服申立ての状況	12
4	情報提供の状況	12
III	個人情報保護制度の概要	13
1	個人情報保護制度の意義	13
2	個人情報保護制度の概要	13
3	自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ	17
4	不服申立てに関する事務の流れ	18
5	個人情報保護制度導入までの経過	19
IV	個人情報保護制度の運用状況	20
1	開示請求等の件数及びその処理状況	20
2	実施機関別の請求件数及びその処理状況	20
3	不開示理由の適用状況	21
4	不服申立ての状況	21
5	事務の届出状況	22
V	資料	23
1	情報公開請求申出の内容と処理状況（平成23年度）	23
2	個人情報保護開示請求の内容と処理状況（平成23年度）	85
3	情報公開関係例規	89
4	個人情報保護関係例規	102

I 情報公開制度の概要

1 情報公開制度の意義

「情報公開」とは、行政機関が保有する情報（公文書等）を広く市民に提供するという広い概念を指すものです。

この情報公開は、行政機関が任意に情報を提供する「情報提供制度」と法令により公開を義務づける「公表制度」及び「閲覧制度」等の既存の制度に加え、市民の請求に応じて、行政機関情報の公開を義務付ける、いわゆる「公文書公開制度」も含んだものです。

本市の情報公開制度は、市民の「知る権利の尊重」「情報の公開を求める権利の保障」「市政に対する理解と信頼の確保」「市政への市民参加の促進」「公正で開かれた市政の推進」を目的として創設され、従来から行われている広報紙や各種刊行物による情報提供に加え、市民からの請求に応じ、市が保有する公文書の行政情報を原則として全て公開する制度として、市民の公開請求権と行政の公開義務という権利義務関係を確立したものです。

このように市民の必要とする行政情報の公開が適正かつ的確に行われることにより、市民の行政に対する信頼性が確保され、さらに行政への市民参加を推進するための具体的な手段が保障されることとなります。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則にしたがって制度化しています。

(1) 公開の原則

市が保有する公文書の行政情報は、原則として全て公開するものとし、例外的に非公開とする情報は、必要最小限にとどめなければなりません。この非公開とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限るとしています。

(2) 個人のプライバシーの保護

原則公開の情報公開制度においても、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護します。

(3) 簡明な公開手続の確立

情報公開制度は、市民にとって利用しやすいものでなければなりません。そのためには、請求窓口と職員体制の充実、保有する情報の管理・検索体制の整備に努めるものとします。

(4) 公正な救済手続きの確立

情報公開制度は、市民の公文書の公開を請求する権利を保障するものですが、公開を拒否された場合の救済制度を確立する必要があります。この救済手続きは、簡易で迅速なものとし、その過程では第三者機関による公平な判断を行います。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開条例における「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいいます。

(2) 対象となる公文書

公開対象となる公文書は、次の要件を備えたものです。

- ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）であること。
- イ 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもので、次に掲げるものを除いたもの。
 - ・ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - ・ 一般の利用に供することを目的として発行されるもの
 - ・ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの
- ウ 平成11年7月1日以降に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものであること。

(3) 請求権者

公文書の公開請求をできる人は、次のア～オのいずれかに該当する場合は、

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(4) 請求の方法

公文書の公開を請求しようとする人は、「公文書公開請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

なお、すべての実施機関に対する請求書の受付事務は、市民情報センターで行います。

(5) 公開・非公開の決定等

実施機関は、公文書の受付日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由がある場合、60日以内）に請求のあった公文書を公開するかどうかの決定をし、請求者に対して、速やかに決定内容を文書で通知しなければなりません。

(6) 第三者の意見聴取

請求に係る情報の中に第三者に関する情報が記録されているとき、実施機関は必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができます。

(7) 公開しないことができる文書

公文書の原則公開の例外として、次の6項目に該当する情報を公開しないことができるようにしています。

ア 法令秘に関する情報

(法令又は条例の規定により、非公開とされている情報)

イ 個人に関する情報

(ただし、職務の遂行に係る公務員の職、氏名は除く)

ウ 法人等に関する情報

(法人等の競争上の地位等に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報)

エ 公共の安全等に関する情報

(人命等の保護、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのある情報)

オ 審議、検討又は協議に関する情報

(率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱や特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれのある情報)

カ 事務事業執行情報

(市又は国等が行う事務事業情報で、公開することにより、当該事業の目的を損ない、経費の増大を招き、又は事業実施期間が長引くなど当該事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報)

(8) 公開の方法

公文書の公開は、市民情報センターで行います。

公開は、原則として当該公文書の原本(部分公開の場合は、当該公文書の写し)を閲覧させることやその写しを交付することにより行います。

(9) 費用負担

公文書の公開に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの作成および送付に要する費用については、請求者の負担となります。

(10) 不服申立て

請求の決定について、不服申立てがあった場合には、実施機関は、当該不服申立てが不適法である場合を除き、速やかに宮崎市情報公開審査会に諮問をし、その答申を尊重して、不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとします。

なお、不服申立ての受付は、市民情報センターで行います。

(11) 任意的公開

条例第5条に定める請求権者に対する義務的公開に対し、権利義務を伴わない請求権者以外のものからの公文書の公開の申出についても、実施機関は、これに応じるよう努めるものとします。

また、平成11年6月30日以前に決裁、供覧等の手続が終了している公文書についても同様とします。

ただし、この任意的公開の申出に対する実施機関の決定は、行政処分ではないため、不服申立てや行政事件訴訟の対象とはなりません。

なお、任意的公開の手続は、公開請求に準じて行うものとします。

(12) 他の制度との調整

この条例は、法令又は他の条例により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続きが定められている場合は、適用しません。

また、図書館その他の市の施設で、市民の利用を目的として保管している公文書についても適用しません。

(13) 情報の提供

市民が必要とする情報を積極的に提供するものとします。

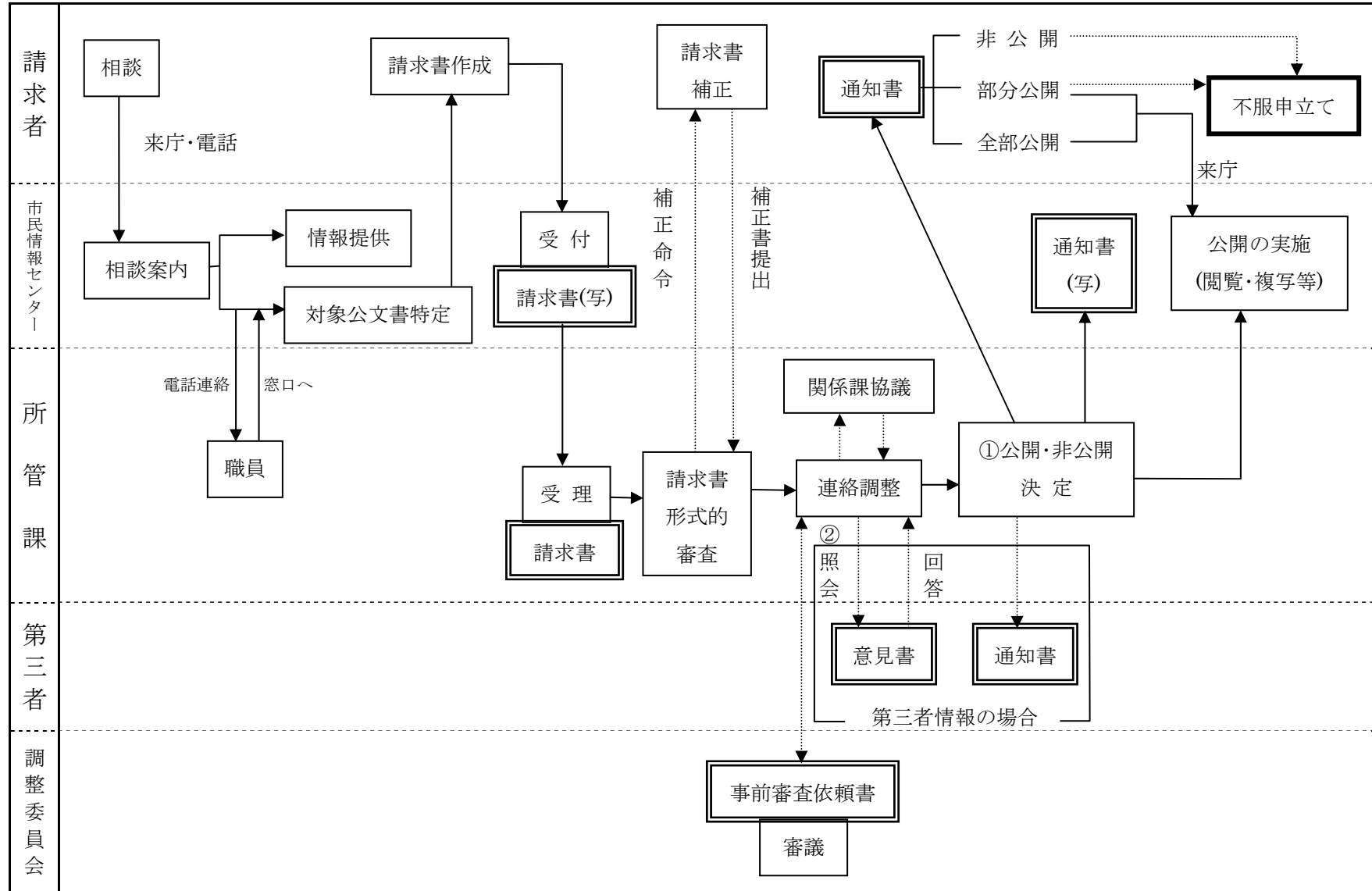
(14) 運用状況の公表

毎年、この条例の運用状況を公表します。

(15) 公文書の管理

実施機関は、公文書の適切な管理に努めるものとします。

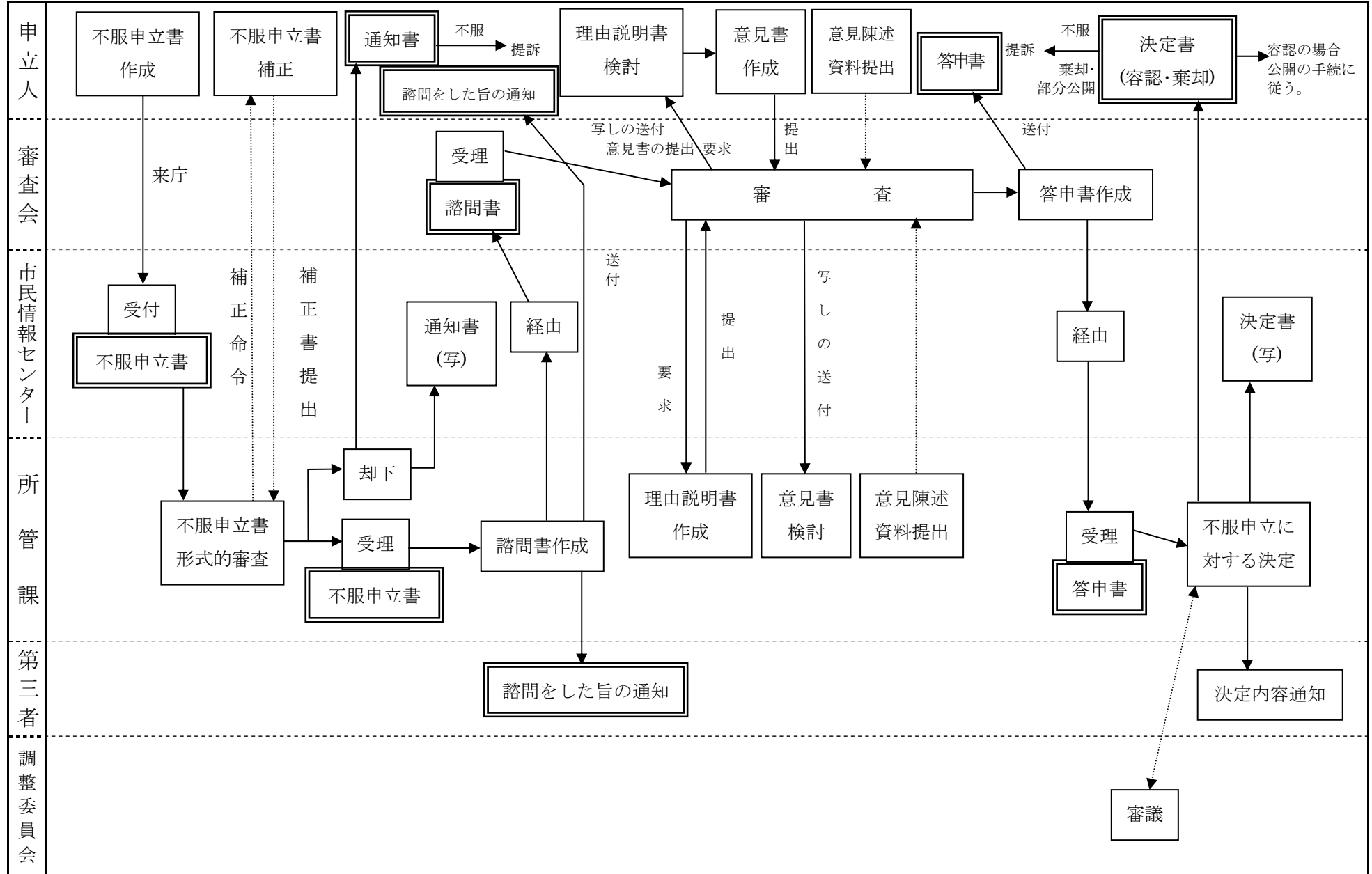
3 公開請求に関する事務の流れ



※ 表中の点線矢印は、「必要に応じて」を意味する。

- ① 公開・非公開決定の期間を延長する場合、所管課は公開決定等期間延長通知書を請求者、その写しを総務法制課に送付する。
- ② 第三者に対する意見書提出の機会の付与は、条例第14条第2項の規定に該当する場合は、必ず実施しなければならない。

4 不服申立てに関する事務の流れ



5 情報公開制度導入までの経過

(1) 庁内検討組織について

情報公開制度の調査研究および条例素案づくり等を目的として、庁内検討組織で検討を重ねました。

ア 宮崎市情報公開検討委員会（平成8年6月18日設置）

助役を長として、各部局長（20名）で構成され、平成10年度に5回開催しました。

イ 宮崎市情報公開検討委員会幹事会（平成8年6月18日設置）

総務課長を長として、各調整課長（19名）で構成され、平成10年度に7回開催しました。

(2) 市民の声の反映について（懇話会の組織化）

平成10年4月、宮崎市情報公開懇話会設置要綱に基づき、市民代表および学識経験者あわせて15名の委員で、宮崎市情報公開懇話会を設置し、平成10年度、懇話会を6回開催しました。

(3) 制度の導入経過等について

平成10年 5月～10月	懇話会審議 → 提言（10月28日）
平成10年12月25日	12月議会にて条例制定後、公布
平成11年 2月下旬	管理職研修（課長級以上）
平成11年 4月下旬	文書主任研修（情報公開および新文書管理システムについて）
平成11年 6月上～中旬	『市広報』6月号に記事掲載、 庁内へのポスター掲出等
平成11年 6月中旬	『情報公開の手引き』を各課に配布 『庁内広報』に特集記事を掲載
平成11年 7月 1日	宮崎市情報公開条例の施行 本庁舎5階に「市民情報センター」を設置
平成11年 7月19日	第1回宮崎市情報公開審査会の開催
平成11年10月中旬	「情報公開リーフレット」を自治会班回覧
平成14年10月 1日	宮崎市情報公開条例の全部改正
平成17年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成22年 3月23日	宮崎市情報公開条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

1 利用状況

宮崎市の情報公開制度は、平成11年7月1日、市民情報センターを開設し、制度としてスタートしました。

市では、市民情報センターにおいて公文書の公開請求の相談や受付、案内を行うほか、国、県および本市が発行した行政資料等を備え、情報の提供に努めています。

表1 利用状況

	平成23年度	平成22年度	平成21年度
公文書公開請求（申出）件数	529	404	228
うち写しの交付件数	358	367	200

2 公開請求の状況

(1) 請求件数

平成23年度における公文書公開請求申出件数は529件です。

公開請求の主な内容は、契約に関する公文書、建築計画に関する公文書などとなっています。

表2 公開請求（申出）件数

	平成23年度	平成22年度	平成21年度
公開請求	316	258	131
公開申出	213	146	97
合計	529	404	228

(2) 公開請求（申出）に対する処理状況

平成23年度における公開請求に対する処理内容は、次のとおりです。

なお、公開請求（申出）に対する公開度の目安となる公開率は、97.1%です。

$$\text{公開率} = \frac{\text{公開} + \text{部分公開}}{\text{公開} + \text{部分公開} + \text{非公開（不存在含む）}} \times 100$$

表3 公開請求の処理状況

	平成23年度			平成22年度			平成21年度		
	請求	申出	合計	請求	請求	合計	請求	申出	合計
公開	165	119	284	152	85	237	80	54	134
部分公開	139	87	226	94	46	140	38	35	73
非公開	8	7	15	6	9	15	6	6	12
うち不存在	6	7	13	0	1	1	2	6	8
取下げ	4	0	4	6	6	12	7	2	9
合計	316	213	529	258	146	404	131	97	228

(3) 公開請求(申出)に対する処理状況

平成23年度における実施機関別の請求(申出)件数は、次のとおりです。

表4 平成23年度 実施機関別請求(申出)件数および処理状況

実施機関	請求申出		区分	公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合								
市長	437	82.6%	請求	137	107	8	6	2	254	0
			申出	93	85	5	5	0	183	0
			計	230	192	13	11	2	437	0
教育委員会	24	4.5%	請求	15	5	0	0	0	20	0
			申出	4	0	0	0	0	4	0
			計	19	5	0	0	0	24	0
監査委員会	1	0.2%	請求	0	1	0	0	0	1	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	1	0	0	0	1	0
農業委員会	3	0.6%	請求	0	2	0	0	0	2	0
			申出	0	0	1	1	0	1	0
			計	0	2	1	1	0	3	0
上下水道事業管理者	53	10.0%	請求	11	16	0	0	1	28	0
			申出	22	2	1	1	0	25	0
			計	33	18	1	1	1	53	0
消防長	4	0.8%	請求	2	1	0	0	1	4	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	2	1	0	0	1	4	0

議会	7	1.3%	請求	0	7	0	0	0	7	0	
			申出	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	7	0	0	0	7	0	
計	529	100.0%	請求	165	139	8	6	4	316	0	
			申出	119	87	7	7	0	213	0	
			計	284	226	15	13	4	529	0	

※選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会はなし。

(4) 請求者の内訳

平成23年度における公文書公開請求（申出）者の内訳は、次のとおりです。

表5 平成23年度 請求（申出）者の内訳

区分	請求		申出		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市内に住所を有する者	103	32.6%	30	14.1%	133	25.1%
市内に事務所等を有する者	170	53.8%	3	1.4%	173	32.7%
市内の事務所等に勤務する者	43	13.6%	2	0.9%	45	8.5%
市内の学校に在学している者	0	0%	0	0%	0	0%
事務事業に利害関係を有する者	0	0%	0	0%	0	0%
その他の申出	0	0%	178	83.6%	178	33.6%
合計	316	100.0%	213	100.0%	529	100.0%

(5) 非公開理由の適用状況

非公開（部分公開を含む。）となった事案の理由別内訳は、表6のとおりです。（公開請求(申出)のうち部分公開及び非公開となった241件の内訳）

表6 平成23年度 非公開理由別集計表

項目	件数	割合
条例第7条第1号 法令秘情報／法令秘に関する情報	1	0.4%
条例第7条第2号 個人情報／個人に関する情報	164	60.3%
条例第7条第3号 法人等事業活動情報／法人等に関する情報	45	16.5%
条例第7条第4号 公共安全保護情報／公共の安全等に関する情報	4	1.5%
条例第7条第5号 意思形成過程情報／審議、検討又は協議に関する情報	1	0.4%
条例第7条第6号 事務事業執行情報／事務事業執行情報	39	14.3%
条例第7条第7号 国等協力関係情報／－	0	0.0%
条例第9条 公文書存否情報	1	0.4%
不存在（一部不存在含む）	17	6.3%
合計	272	100.0%

注) 1件につき複数の理由がある場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

3 不服申立ての状況

公文書の公開請求に対する非公開等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができます。

平成23年度においては、不服申立てはありませんでした。

4 情報提供の状況

(1) 行政資料の提供

市民情報センターには、市が作成および取得した行政資料を展示しており、市民が自由に利用することができるようになっています。

なお、市では、市民の方からの相談内容により各所管課ですぐに対応できるものは、情報公開制度の請求書を提出してもらってもなく、情報を提供することにより対応しています。

また、従来から直接所管課で行ってきた情報提供も同じように迅速に対応しています。

なお、市民情報センターでは、公開請求によるもののほか、情報提供についても利用者の希望に応じ、写しの交付を行っています。

Ⅲ 個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護制度の意義

情報処理技術及び電気通信技術の急速な進歩により、行政運営においても、また、民間の事業活動においても、情報の価値が飛躍的に高まり、個人に関する情報が大量に収集、蓄積、利用されるようになってきています。このような情報化社会の進展は、生活に便利さと豊かさをもたらしている反面、個人情報そのものの取扱いに適正さを欠いた場合は、プライバシーを中心とする個人の権利利益を侵害するおそれも一層深刻なものとなってきています。

本市においては、「宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を昭和59年3月に制定し、本市の機関が電子計算機により処理する個人情報について、その保護を図ってきましたが、本市における個人情報を取り扱う事務は、大半が手作業処理となっており、これら手作業処理に係る個人情報についても保護措置を講じる必要性が生じてきていました。

このような状況の中、本市においても、平成13年7月から宮崎市個人情報保護制度懇話会による検討を進め、市民のプライバシーをより一層保護するとともに、今後の市政の適正な運営に資するため、平成14年10月1日に「宮崎市個人情報保護条例」を施行しました。

この制度は、新しいプライバシーに対する考え方である「自分の情報の流れをコントロールする権利」に対応するため、自己情報の開示請求権等を保障し、手作業処理に係る個人情報も含めた個人情報の取扱いの基本的事項を定めるとともに、民間部門が保有する個人情報についても保護措置を講じています。

なお、本市における個人情報保護制度は、昭和57年7月に報告された「プライバシー保護研究会意見」の5原則を基本とし、制度化しています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 目的

この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的としています。

(2) 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会

(4) 個人情報取扱事務の届出及び閲覧

ア 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するに当たっては、一定の事項を市長に報告しなければなりません。ただし、本市の職員等に係る事務については、適用しません。

イ 市長は個人情報取扱事務の目録を作成し、市民の閲覧に供しなければなりません。

(5) 収集の制限

ア 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるときを除き、思想、信条及び宗教等に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集しません。

(6) 利用及び提供の制限

ア 実施機関は、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために個人情報を利用又は提供しません。

イ 実施機関が、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合は、必要に応じ、提供先に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずること等を求めることができます。

(7) 電子計算機の結合による提供の制限

実施機関は、個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで必要と認めた場合を除き、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合をしません。

(8) 適正な管理

ア 実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければなりません。

ウ 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄又は消去しなければなりません。

(9) 委託に伴う措置

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 個人情報の開示請求

ア 何人も、実施機関の保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

イ 開示請求をしようとする者は、本人であることを証明する書類の提示等を行わなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、開示請求があった日の翌日から14日以内に、当該個人情報を開示するか否かを決定しなければなりません。

エ 開示請求に対しては、次に掲げる情報のいずれかに該当する個人情報を除き、開示しなければなりません。

(ア) 法令秘情報

(イ) 評価・診断等情報

(ウ) 調査・争訟等情報

(エ) 公共安全等情報

(オ) 国等関係情報

(カ) 第三者情報

(キ) 未成年関係情報

オ 自己に関する個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、手数料は無料とします。ただし、写しの作成に要する費用については、請求者の負担となります。

(11) 個人情報の訂正請求

ア 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）請求ができます。

イ 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、訂正請求があった日の翌日から30日以内に、当該個人情報を訂正するか否かを決定しなければなりません。

(12) 個人情報保護審査会

ア 実施機関は、個人情報の開示、訂正の請求に対する決定について、不服申立てがあった場合は、個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して決定又は裁決を行わなければなりません。

イ 個人情報保護審査会は、条例によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、実施機関に意見を述べるこ

とができます。

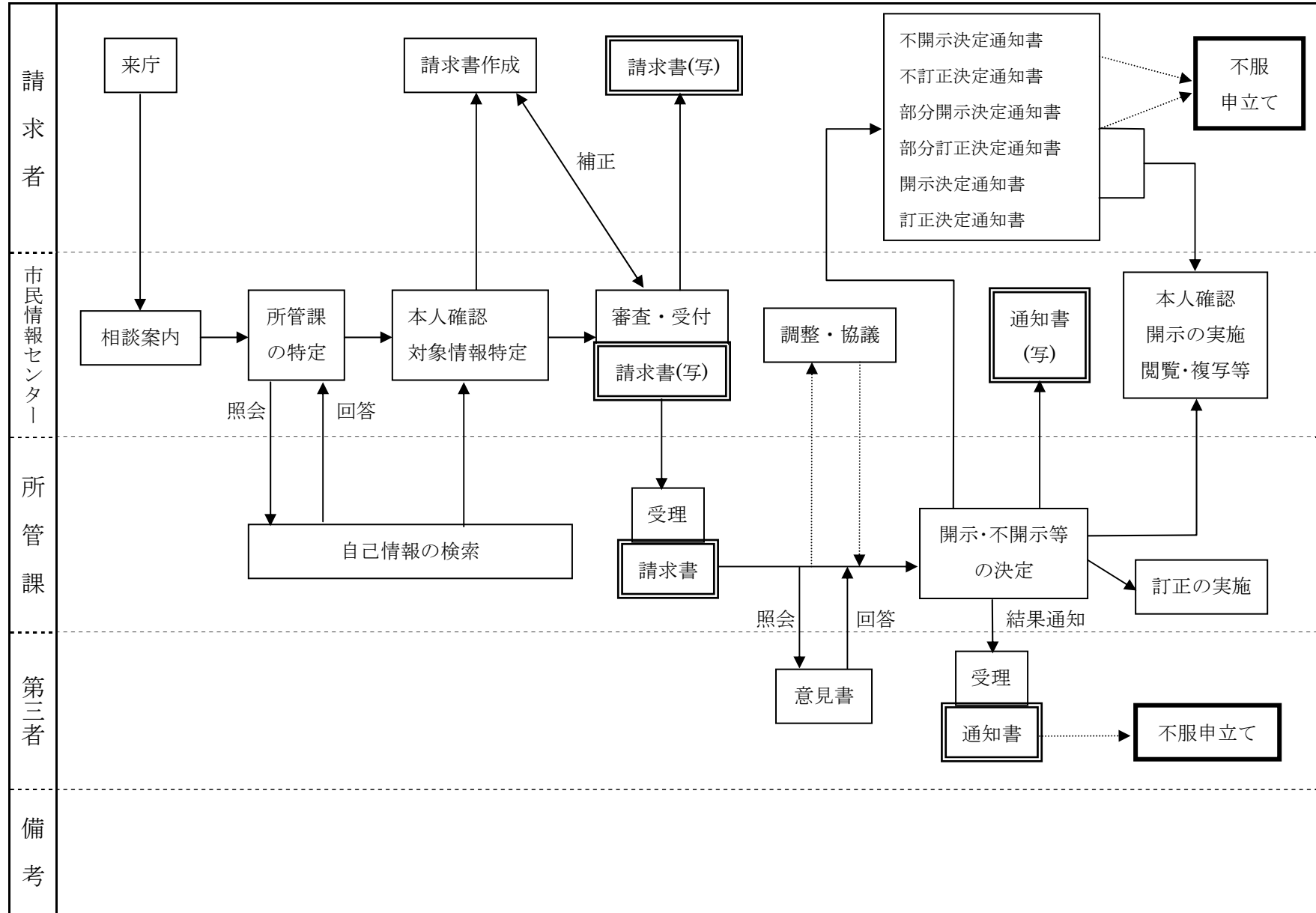
(13) 是正の申出

- ア 何人も、自己に関する個人情報が、収集、利用及び提供の制限に違反して取り扱っていることを認めるときは、当該個人情報の取扱いに是正の申出をすることができます。
- イ 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該申出に対する処理を行わなければなりません。

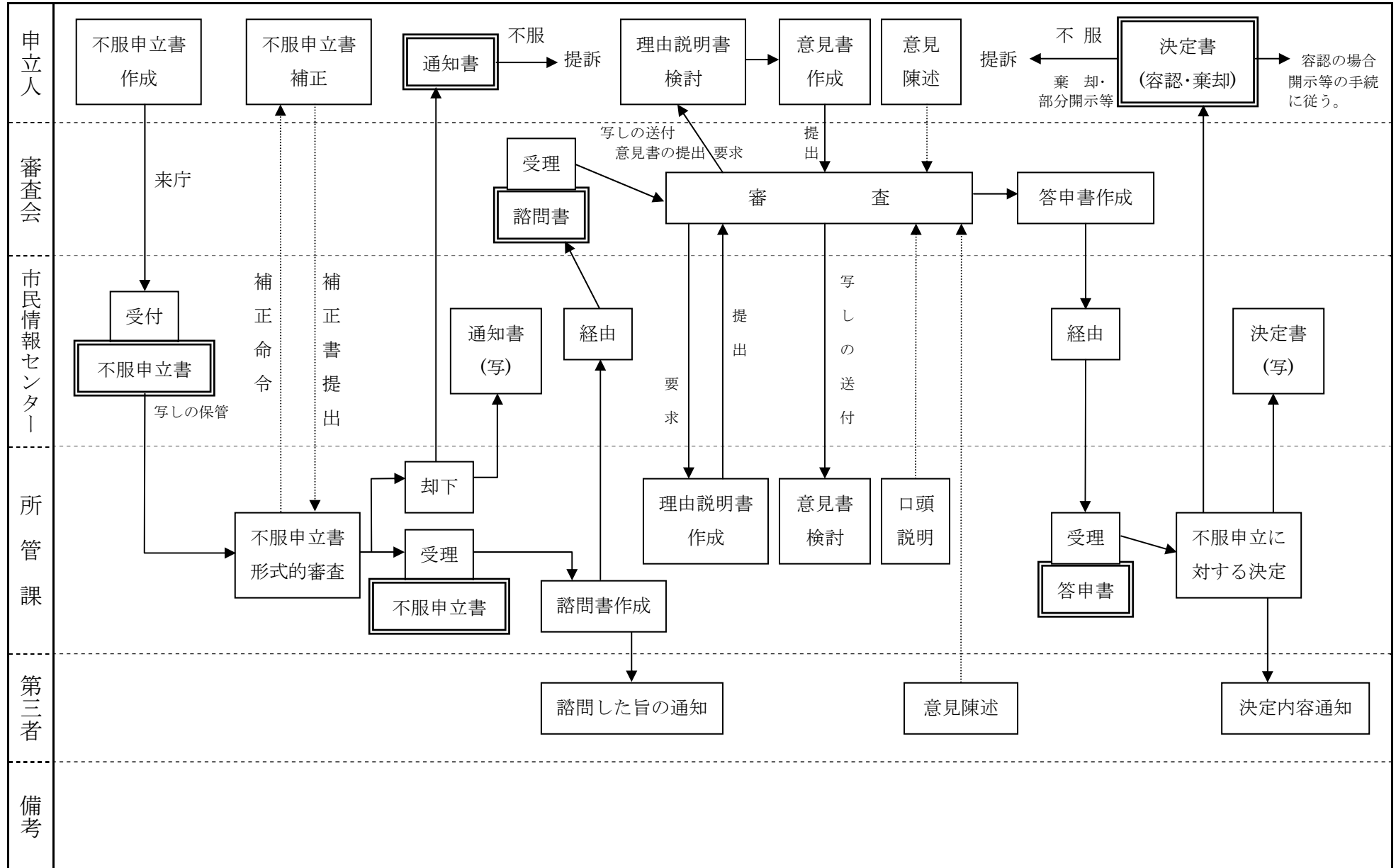
(14) 事業者が保有する個人情報の保護

- ア 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する本市の施策に協力しなければなりません。
- イ 本市が出資する法人で市長が定めるものは、この条例に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

3 自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ



4 不服申立てに関する事務の流れ



5 個人情報保護制度導入までの経過

(1) 「宮崎市個人情報保護制度懇話会」の設置

平成13年5月、宮崎市個人情報保護制度懇話会設置要綱に基づき、市民及び学識経験者あわせて12名の委員で構成する「宮崎市個人情報保護制度懇話会」を設置し、本市における個人情報保護制度のあり方について平成13年度に懇話会を7回開催しました。

(2) 制度の導入経過等

平成13年11月22日	宮崎市における個人情報保護制度についての提言を行う
平成14年 3月31日	平成14年3月議会にて条例制定案が議決され、「宮崎市個人情報保護条例」を公布
平成14年 4月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 7月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の一部（宮崎市個人情報保護審査会に係る部分）施行
平成14年 9月17日	出資法人を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 9月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした第2回個人情報保護制度説明会を開催
平成14年10月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の全面施行
平成14年10月中旬	個人情報保護制度リーフレットを各団体等に発送
平成17年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成21年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（郵送による個人情報の開示に関するもの）
平成22年 3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）

IV 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求等の件数及びその処理状況

平成23年度における個人情報の開示請求件数は34件であり、その処理状況は開示14件、部分開示15件、不存在2件、取下げ3件となっております。

なお、訂正・削除の請求及び是正の申出はありませんでした。(表1参照)

表1 平成23年度(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

開示請求 件数	処理状況				
	開示	部分開示	不開示	うち不 存在	取下げ
34	14	15	2	2	3

2 実施機関別の請求件数及びその処理状況

平成23年度における実施機関別の請求件数は、市長28件、農業委員会3件、上下水道事業管理者1件、消防長2件でした。(表2参照)

表2 平成23年度(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

実施機関	処理状況						
	請求件数	開示	部分開示	不開示	うち不 存在	取下げ	
市長	企画財政部	0	0	0	0	0	0
	総務部	0	0	0	0	0	0
	税務部	5	4	1	0	0	0
	地域振興部	9	7	1	1	1	0
	佐土原総合支所	0	0	0	0	0	0
	田野総合支所	0	0	0	0	0	0
	高岡総合支所	0	0	0	0	0	0
	環境部	0	0	0	0	0	0
	福祉部	9	0	8	0	0	1
	健康管理部	1	0	1	0	0	0
	農政部	0	0	0	0	0	0
	観光商工部	0	0	0	0	0	0
	建設部	2	0	1	1	1	0
	都市整備部	1	0	1	0	0	0
	清武総合支所	1	1	0	0	0	0
	出納室	0	0	0	0	0	0

実施機関	処理状況					取下げ
	請求件数	開示	部分開示	不開示	うち不存在	
教育委員会	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	3	0	1	0	0	2
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	1	1	0	0	0	0
消防長	2	0	2	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
合計	34	13	16	2	2	3

3 不開示理由の適用状況

条例第15条各号のいずれかに該当し、又は公文書不存在により不開示となった事案の理由別内訳は、表3のとおりです。(部分開示、重複含む)

表3 平成23年度(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

不開示理由	該当件数
第1号 法令秘情報	0
第2号 評価等情報	4
第3号 事務事業執行情報	7
第4号 公共安全保護情報	0
第5号 国等協力関係情報	0
第6号 第三者情報	9
第7号 未成年者等保護情報	0
不存在	4
合計	24

4 不服申立ての状況

行政不服審査法に基づく不服申立てについて、平成23年度は表4のとおりであり、現在も継続審査中です。

表4 平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

区分	提起年月日	内容	受付機関	諮問・答申年月日	裁決・決定等
				答申内容	
異議申立て	平成24年1月26日	宮崎市長の平成23年12月20日付け開示の申立人に関する個人情報「生活保護ケース記録票」の部分開示について	市長	平成24年2月16日諮問（宮社第753号）	継続審査中
				—	

5 事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別届出件数は、表5のとおりです。

表5 平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

実施機関		届出件数		
		開始	変更	廃止
市長	企画財政部	7	5	18
	総務部	1	0	0
	税務部	6	1	0
	地域振興部	11	3	1
	佐土原総合支所	1	0	0
	田野総合支所	0	0	0
	高岡総合支所	0	0	0
	環境部	9	1	0
	福祉部	21	35	6
	健康管理部	13	3	8
	農政部	1	0	0
	観光商工部	11	10	11
	建設部	0	0	0
	都市整備部	9	6	0
	清武総合支所	0	0	0
	出納室	0	0	0
	教育委員会	12	9	2
	選挙管理委員会	0	0	0
公平委員会	0	0	0	
監査委員	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	
上下水道事業管理者	0	2	0	
消防長	0	0	0	
議会	1	0	0	
合計		103	75	46

V 資料

1 情報公開請求申出の内容と処理状況（平成23年度）

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
1	4/1	申出	昭和50年9月4日付けで都市計画法第29条の規定に基づく開発許可を受けた区域内の擁壁の構造がわかる図面		4/5	部分公開	第7条第2号	開発指導課
2	4/4	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成23年3月1日～平成23年3月31日		4/11	部分公開	第7条第2号	建築指導課
3	4/5	請求	宮崎市消防局で管理している防火対象物の全データ (対象物名称、所在地、設置されている消防用設備等)		4/18	公開		予防課
4	4/5	申出	建築計画概要書(平成23年3月1日～直近のものまで)		4/12	部分公開	第7条第2号	建築指導課
5	4/5	申出	建築計画概要書 宮崎市No.826 H23.3.14		4/12	公開		建築指導課
6	4/5	請求	標準宅地の鑑定評価書 平成20年1月1日付		4/19	公開		資産税課
7	4/6	申出	契約番号 50291 富吉浄水場No.2 送水ポンプ設備更新工事の金入り設計書		4/26	公開		水道施設課
8	4/6	申出	五十鈴川排水ポンプ場設置工事(機械設備工事) 入札・開札調書(金入設計書及び最低制限価格含む)		4/11	公開		土木課
9	4/6	請求	宮崎市が契約する損害保険の証券		4/21	部分公開	第7条第2号及び第3号	総務法制課 (他課含む)
10	4/7	請求	(仮称)高岡西部地区コミュニティ施設整備工事(4件)の金入り工事設計書		4/15	公開		地域コミュニティ課
11	4/7	請求	宮崎市内で平成23年3月1日から平成23年3月31日までに新規に飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項(臨時・仮設移動・自動車・自販機・実演販売及び廃業したものを除く)。 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名)・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・指令番号・初期許可年月日		4/14	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
12	4/7	申出	宮崎市内で平成23年3月1日から平成23年3月31日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・初期許可年月日 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		4/14	公開		保健衛生課
13	4/7	請求	宮崎市内で営業許可取得及び登録したもののうち、次の事項。 【業種】飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、酒類製造業 【項目】・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者名(法人の場合は代表者名) ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		4/18	公開		保健衛生課
14	4/7	請求	理美容店(宮崎市内)の屋号、住所、営業店の電話番号、申請者氏名(法人の場合は代表者)		4/15	公開		保健衛生課
15	4/8	申出	平成23年1月1日から平成23年3月31日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		4/14	部分公開	第7条第2号	区画整理課
16	4/8	申出	平成22年度女性特有のがん検診推進事業封入・封緘業務委託		4/18	部分公開	第7条第2号	健康増進課
17	4/8	申出	平成元年団体営圃場整備事業(山下地区土地改良事業共同施行)の換地計画書		4/21	部分公開	第7条第2号	農村整備課
18	4/11	申出	東部土地区画整理事業 筆界施行前後対照図		4/14	公開		区画整理課
19	4/12	請求	南宮崎駅東通線外17線 街路樹維持管理業務委託 大塚下川原線外18線 草刈業務委託 生日台東4丁目5号線外23線 草刈業務委託		4/13	部分公開	第7条第6号	道路維持課
20	4/12	請求	別紙の金入り設計書		4/13	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
21	4/12	申出	建築計画概要書 宮崎市No.2431【H7.1.23】 建築計画概要書 宮崎市No.1736【H12.2.2】		4/15	公開		建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
22	4/13	申出	平成23年1月1日から平成23年3月31日までに飲食店営業の新規許可を取得したもののうち、次の事項。 ①営業所屋号 ②営業所住所 ③営業所電話番号 ④申請者氏名(または法人名) ⑤申請者住所(法人のみ) ⑥申請者電話番号(法人のみ) ⑦営業許可年月日 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		4/18	公開		保健衛生課
23	4/15	請求	(件名) 病院・診療所一覧表(平成23年4月1日現在) (内容) (1)医療機関名称 (2)医療機関の郵便番号及び住所 (3)医療機関の電話番号 (4)医療機関の開設者 (5)医療機関の管理者 (6)医療機関の開設年月日 (7)医療機関の診療科目		4/25	公開		保健総務課
24	4/15	申出	木崎橋添架管布設工事外4件の最低制限価格		4/20	公開		契約課
25	4/14	請求	境界確認申請書 平成18年6月13日受付 第26-100号 宮崎市〇〇〇		4/21	部分公開	第7条 第2号	用地管理課
26	4/18	申出	建築計画概要書(平成23年3月1日～直近のものまで)		4/22	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
27	4/21	申出	宮崎市内で平成23年1月7日から平成23年4月20日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・初期許可年月日 ・指令番号 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		5/2	公開		保健衛生課
28	4/21	申出	宮崎市動物取扱業者登録簿		4/26	公開		保健衛生課
29	4/27	申出	富吉浄水場No.2送水ポンプ設備更新工事 柏田水源地6号取水ポンプ更新工事 富吉水源地1号取水ポンプ更新工事 の金入り設計書		5/10	公開		水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
30	5/6	申出	宮崎市内で平成23年4月1日から平成23年4月30日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・初期許可年月日 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		5/13	公開		保健衛生課
31	5/6	請求	宮崎市内で平成23年4月1日から平成23年4月30日までに新規に飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項(臨時・仮設移動・自動車・自販機・実演販売及び廃業したものを除く)。 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・初期許可年月日		5/16	公開		保健衛生課
32	5/6	申出	建築計画概要書 宮崎市No.37 H23.4.20 宮崎市No.56 H23.4.28		5/9	公開		建築指導課
33	5/6	申出	建築計画概要書(平成23年3月1日～直近のものまで)		5/9	部分公開	第7条第2号	建築指導課
34	5/6	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成23年4月1日～平成23年4月30日		5/9	部分公開	第7条第2号	建築指導課
35	5/9	請求	宮崎市〇〇〇の正面及び近隣路線の路線価台帳及びその算定基準値の標準宅地鑑定に対する不動産鑑定評価書(標準宅地番号 35-0094)		5/13	部分公開	第7条第3号	資産税課
36	5/10	申出	宮崎市内で平成23年3月1日から平成23年4月30日までに新規で営業許可を取得したもののうち、次の事項。 【業種】飲食店営業及びその他の許可業種(別紙のとおり)、販売業 【項目】・屋号 ・申請者氏名 ・初期許可日 ・細分業種 ・営業所電話番号 ・営業所所在地 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		5/16	公開		保健衛生課
37	5/12	請求	平成22年度上使橋水管橋塗装工事 平成22年度宮下水管橋外3箇所塗装工事 上記2件の金額・内訳明細書入り設計書(当初)及び足場共用日数計算書			公開		水道整備課
38	5/12	請求	衛生処理センター浄化受入槽及び沈砂槽防食塗装工事		5/20	公開		廃棄物対策課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
39	5/12	請求	H22 年度 公園緑地課 発注工事 宮崎市フェニックス自然動物園遊具塗装工事 上記 1 件の金額・内訳明細書入り設計書(当初) 及び足場共用日数計算書		5/16	公開		公園 緑地課
40	5/12	請求	平成 22 年度 生日台 3 号歩道橋塗装塗替工事 の金入り設計書		5/17	公開		道路 維持課
41	5/12	請求	宮崎市立潮見小学校北校舎外壁改修工事 宮崎市立生日小学校南校舎外壁改修工事 宮崎市立東大宮小学校中校舎外壁改修工事 宮崎市立江南小学校南校舎外壁改修工事 宮崎市立宮崎南小学校南校舎外壁改修工事 宮崎市立大淀中学校南校舎外壁改修工事 宮崎市立大塚中学校北校舎外壁改修工事 宮崎市立西池小学校北校舎外壁改修工事 の金入り設計書		5/19	公開		教委・ 企画 総務課
42	5/12	請求	宮崎市立宮崎港小学校南校舎外壁改修外工事 宮崎市立青島中学校校舎外壁改修外工事 宮崎市立宮崎南小学校南校舎外壁改修外工事 宮崎市立大塚中学校北校舎外壁改修外工事 の金入り設計書		5/19	公開		教委・ 企画 総務課
43	5/12	請求	宮崎市立赤江東中学校プール塗装改修工事 宮崎市立宮崎南小学校大プール塗装改修工事 宮崎市立大塚小学校大プール塗装改修工事 宮崎市立西池小学校北校舎外壁改修工事 の金入り設計書		5/19	公開		教委・ 企画 総務課
44	5/12	請求	宮崎市立宮崎港小学校南校舎外壁改修工事 宮崎市立大宮中学校南校舎外壁改修工事 宮崎市立宮崎港小学校渡り廊下外壁改修工事 の金入り設計書		5/19	公開		教委・ 企画 総務課
45	5/12	請求	平成 23 年宮崎市広原児童プール塗装改修工事 平成 22 年霧島児童プール塗装改修工事 の金額・内訳明細書入り設計書(当初)		5/19	公開		子育て 支援課
46	5/12	請求	宮崎市役所第二庁舎屋外階段改修工事に係る ・金額・内訳明細入り設計書(当初のみ) ・足場共用日数計算書		5/20	公開		管財課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
47	5/12	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市営住宅大塚台団地 120 棟外壁改修工事設計書(当初) ・宮崎市営住宅大塚台団地 124 棟外壁改修工事設計書(当初) ・宮崎市営住宅大塚台団地 125 棟外壁改修工事設計書(当初) ・宮崎市営住宅大塚台団地 127 棟外壁改修工事設計書(当初) ・宮崎市営住宅下村団地 55-1 棟外壁改修工事設計書(当初) ・宮崎市営住宅下村団地 56-1 棟外壁改修工事設計書(当初) ・足場共用日数計算書 		5/19	公開		住宅課
48	5/12	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市営住宅大塚台団地 131 棟外壁改修工事設計書(当初) 		5/19	公開		住宅課
49	5/13	申出	境界立会申請書 宮崎市〇〇〇(昭和 40 年 10 月 29 日第 762) 宮崎市〇〇〇(昭和 53 年 1 月 14 日第 268) 宮崎市〇〇〇(平成元年 12 月 14 日第 1-763) 宮崎市〇〇〇(平成 2 年 5 月 2 日第 1-95) 宮崎市〇〇〇(平成 2 年 12 月 10 日第 1-786) 宮崎市〇〇〇(平成 4 年 6 月 3 日第 1-157) 宮崎市〇〇〇(平成 14 年 10 月 8 日第 3-368)		5/18	部分公開	第 7 条 第 2 号	用地管理課
50	5/12	申出	平成 23 年 2 月 1 日から平成 23 年 4 月 30 日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		5/17	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画整理課
51	5/12	申出	建築計画概要書 H20 年度～22 年度		5/17	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
52	5/13	請求	平成 22 年度工番(浄)11 号富吉水源池沈砂池設置工事 公開公文書件名: 工事請書		5/26	部分公開	第 7 条 第 3 号	浄水課
53	5/13	請求	平成 22 年度 鎌迫地区(道路)外 1 地区市単独災害復旧工事		5/19	公開		農村整備課
54	5/13	請求	宮崎市本庁舎敷地内タシ-待機所整備の見積書		5/24	部分公開	第 7 条 第 3 号	管財課
55	5/13	申出	花ヶ島観音免外 1 排水路維持工事 工事請負契約書(工事請書)		5/19	公開		土木課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
56	5/13	申出	建築計画概要書 〇〇〇病院にかかる全ての物		5/16	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
57	5/13	請求	宮崎市内で平成22年4月1日から平成23年3月31日までに新規で飲食店営業等許可業種34業種を取得したもののうち、次の事項 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・細分業種 ただし、臨時、仮設移動、自動車、自販機、実演販売及び廃業したものを除く。		5/23	公開		保健衛生課
58	5/13	請求	宮崎市内で平成21年4月1日から平成23年4月30日までに新規に飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・屋号 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・申請者所在地(法人のみ) ・申請者電話番号(法人のみ) ・細分業種 ただし、臨時、仮設移動、自動車、自販機、実演販売及び廃業したものを除く。		5/23	公開		保健衛生課
59	5/16	申出	平成23年度 工番(拡)第12号 佐土原送水管布設工事(その2)石崎川水管橋上部工 上記工事の設計書(本工事費内訳書、代価表、内訳書)			公開		水道整備課
60	5/16	申出	建築確認台帳 H20年度～H22年度 確認番号を基準 施行業者・・・会社名、個人名 設計者・・・会社名、個人名 構造種別・・・木造、鉄骨造 等を知りたい。		5/17	公開		建築指導課
61	5/16	申出	平成21・22年度に、路線認定・変更・廃止された市道の一覧および位置情報。 一覧資料には、路線名・延長・幅員・認定日・供用の有無をお願いします。 位置情報は、議会に提出したレベルの位置図(認定図)をお願いします。		6/1	部分公開	第7条 第3号	道路維持課
62	5/16	申出	平成23年3月1日から平成23年4月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面 ※建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も必要。 ただし、デジタルデータで管理している場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。		6/2	部分公開	第7条 第2号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
63	5/17	申出	富吉浄水場No.2 送水ポンプ設備更新工事 積算内訳書、最低制限価格、特記仕様書		5/23	公開		水道 施設課
64	5/17	請求	平成 21 年 11 月 26 付け宮開指令第 35 号 5 に て許可している開発行為の許可申請添付資料 (造成計画平面図)及び工事完了添付資料(写 真・図書)		5/23	部分 公開	第 7 条 第 2 号	開発 指導課
65	5/17	請求	平成 22 年 11 月 30 日付宮開指令第 29 号 4 に て許可している開発行為の許可申請書類		5/23	部分 公開	第 7 条 第 2 号	開発 指導課
66	5/18	申出	平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日届 出分 宮崎市中高層建築物等に関する指導要綱第 4 条に基づく建築計画届出書 (要綱第 2 条第 1 項第 4 号に規定されている「指 定建築物」の届出を除く)		6/1	公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	建築 指導課
67	5/18	請求	平成 23 年度 生目の杜遊古館植栽管理・草刈業務委託単価 入り設計書		5/30	部分 公開	第 7 条 第 6 号	文化財課
68	5/18	請求	平成 22 年度 生日 22 号墳樹木伐採業務委託設計書		5/30	部分 公開	第 7 条 第 6 号	文化財課
69	5/19	申出	建築確認概要書 宮崎市No.81 H23.5.13 宮崎市No.82 H23.5.16		5/26	公開		建築 指導課
70	5/19	申出	建築計画概要書(平成 23 年 4 月 1 日～直近の ものまで)		5/26	部分 公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
71	5/19	申出	下記の工事における設計書内訳書(金額入り) ・入札日:平成 21 年 8 月 28 日 件名:淀川雨水ポンプ場機械設備工事 ・入札日:平成 22 年 6 月 14 日 件名:上田島汚水中継ポンプ場機械設備工事 ・入札日:平成 22 年 9 月 14 日 件名:柏田水源地 6 号取水ポンプ更新工事 ・入札日:平成 22 年 9 月 14 日 件名:富吉水源地 1 号取水ポンプ更新工事 ・入札日:平成 23 年 2 月 25 日 件名:富吉浄水場No.2 送水ポンプ設備更新工事		6/2	公開		水道 施設課
72	5/19	申出	五十鈴川排水ポンプ場設置工事(機械設備工事) 設計書(金額入り)		6/2	公開		土木課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
73	5/20	申出	建築確認台帳 H20 年度～H22 年度 確認日、確認番号 施行会社名、施行会社住所、電話番号 施工者氏名 構造種別・・・木造、鉄骨造等		5/20	公開		建築指導課
74	5/20	請求	特別土地保有税に係る届出書 所在地 宮崎市〇〇〇 所有者 〇〇〇		5/27	非公開	不存在	資産税課
75	5/23	請求	別紙の金入り設計書		5/27	部分公開	第7条 第6号	公園緑地課
76	5/24	請求	有限会社〇〇〇管理人及び〇〇〇株式会社の法人設立・変更等申告書		5/27	部分公開	第7条 第3号	市民税課
77	5/26	請求	平成23年度 佐土原送水管布設工事(その3)の金入り設計書(明細書)		6/2	公開		水道整備課
78	5/27	申出	平成23年度 佐土原送水管布設工事(その2)石崎川水管橋上部工 佐土原送水管布設工事(その1)下村川水管橋上部工 以上2件の金額入り設計書		6/2	公開		水道整備課
79	5/30	申出	1. 指定金融機関契約書(昭和44年4月1日分) 2. 上記以後変更された契約書		6/3	部分公開	第7条 第3号	出納室
80	5/30	請求	1. 指定金融機関契約書(平成23年4月1日分)		6/3	部分公開	第7条 第3号	出納室
81	5/30	請求	宮崎市〇〇〇に存する駐車場に係る路外駐車場設置届出書		6/3	非公開	不存在	都市計画課
82	5/30	申出	金入り設計書及び最低制限価格の公開(入札・改札調書) 宮崎処理場No.2 機械濃縮機改築更新工事		6/10	公開		下水道施設課
83	5/30	申出	金入り設計書及び最低制限価格の公開(入札・改札調書) 宮崎処理場No.1・No.3 最初沈殿池汚泥掻寄機更新工事		6/10	公開		下水道施設課
84	6/1	申出	宮崎市と契約している宮崎市大字加江田の分収造林契約書		6/15	部分公開	第7条 第2号	森林水産課
85	6/1	申出	建築計画概要書 〇〇〇病院の建築計画概要書		6/3	部分公開	第7条 第2号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
86	6/1	請求	淀川雨水ポンプ場場内整備工事(但し土木工事)金入り設計書		6/10	公開		土木課
87	6/1	請求	平成 23 年度東部第二土地区画整理事業稗原通線外 5 線舗装新設工事の金入り設計書		6/8	公開		区画整理課
88	6/1	請求	平成 23 年度 大塚台団地排水対策整備工事 一ツ葉大橋北詰東 1 号線排水対策整備工事		6/6	公開		道路維持課
89	6/1	請求	平成 23 年度 宮崎市清武ふるさと農産物加工センター改築に伴う解体工事の金入り設計書		6/2	公開		清武・農林水産課
90	6/1	申出	道路境界立会(査定)申請書 平成 16 年 5 月 11 日受付 第 17-69 号		6/3	公開		用地管理課
91	6/2	請求	平成 21 年 11 月 26 付け宮開指令第 35 号 5 にて許可している開発行為の工事完了添付資料(写真・図書)		6/6	部分公開	第 7 条 第 2 号	開発指導課
92	6/2	請求	社会福祉法人〇〇〇の平成 19 年度から平成 21 年(3ヶ年分)の「貸借対照表」、「収支計算書」、「財産目録」		6/7	部分公開	第 7 条 第 3 号	福祉総務課
93	6/2	申出	建築計画概要書(平成 23 年 4 月 1 日～直近のものまで)		6/9	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
94	6/3	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成 23 年 5 月 1 日～平成 23 年 5 月 31 日		6/8	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
95	6/6	申出	宮崎市内で平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 4 月 30 日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・申請者住所 ・申請者電話番号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・許可年月日 ・許可期間 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		6/10	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
96	6/6	申出	宮崎市内で平成23年5月1日から平成23年5月31日までに新規で営業許可を取得したもののうち、次の事項。 【業種】飲食店営業及びその他の許可業種(別紙のとおり)、販売業 【項目】・屋号・申請者氏名・初期許可日・細分業種・営業所電話番号・営業所所在地 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		6/10	公開		保健衛生課
97	6/6	請求	宮崎市内の毒物劇物一般販売業の全ての登録施設のリスト(平成23年6月1日時点の登録施設)登録番号、店舗名称、店舗所在地、店舗電話番号、登録有効期間、業者氏名		6/10	公開		保健衛生課
98	6/6	申出	宮崎市内で平成23年5月1日から平成23年5月31日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初期許可年月日・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		6/10	公開		保健衛生課
99	6/10	請求	平成21年度、22年度の市議会議員の政務調査費報告書及び添付書類		6/24	部分公開	第7条第2号	議会・総務課
100	6/9	請求	〇〇〇からの騒音苦情に関わる報告書		6/17	部分公開	第7条第2号及び第3号	環境保全課
101	6/10	請求	〇〇〇からの騒音苦情に関わる報告書		6/17	部分公開	第7条第2号及び第3号	環境保全課
102	6/9	申出	建築計画概要書 確認番号 24(H14.4.24) 宮崎市〇〇〇		6/14	部分公開	第7条第2号	建築指導課
103	6/13	申出	境界立会申請書 宮崎市〇〇〇 (第1-772号 平成23年2月25日 受付)		6/17	部分公開	第7条第2号	用地管理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
104	6/13	請求	宮崎市内で平成 23 年 5 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日までに新規に飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項(臨時・仮設移動・自動車・自販機・実演販売及び廃業したものを除く)。 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・初期許可年月日		6/22	公開		保健衛生課
105	6/14	請求	平成 22 年度 上北方資材倉庫新築工事の金入り設計書		6/17	公開		水道整備課
106	6/14	請求	金入り設計書 下倉永中継ポンプ場築造工事(土木・建築) 大淀処理場管理本館耐震補強工事及び改修工事		6/22	公開		下水道施設課
107	6/14	請求	宮崎市フェニックス自然動物園ファミソ会場改修工事の金入り設計書		6/17	公開		公園緑地課
108	6/14	請求	宮崎市立広瀬北小学校校舎耐震補強工事の金入り設計書 宮崎市立穆佐小学校プール改築工事の内建築主体工事の金入り設計書		6/17	公開		教委・企画総務課
109	6/14	請求	宮崎市北部老人福祉センター改築工事建築主体工事の内金入り設計書		6/28	公開		長寿支援課
110	6/14	請求	宮崎市営住宅丸山団地 282 棟新築工事の内建築主体工事の金入り設計書		6/21	公開		住宅課
111	6/14	請求	上田島汚水幹線(24 工区)外下水道管布設工事、 高岡汚水幹線(4 工区)外下水道管布設工事、 高岡汚水幹線(5 工区)外下水道管布設工事 以上の工事の金入り当初設計書		6/23	部分公開	第 7 条 第 2 号	下水道整備課
112	6/15	請求	・平成 23 年 4 月 1 日～6 月 15 日まで新規申請のあった理美容リスト ・店名、住所、TEL 番号、店主、法人であれば法人名、住所、TEL 番号(月別)		6/22	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
113	6/15	請求	宮崎市内で平成23年4月1日から平成23年6月15日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人であれば法人名及び代表者名) ・申請者住所、電話番号(法人のみ) ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		6/22	公開		保健衛生課
114	6/16	請求	〇〇〇管理人 〇〇〇代表取締役〇〇〇に関する報告書 〔平成23年6月11日以後分〕		6/23	部分公開	第7条第2号及び第3号	環境保全課
115	6/16	請求	宮崎市内で営業許可を取得したもののうち、次の事項 【業種】飲食店営業、食肉処理業、食肉販売業 【項目】屋号、申請者氏名(法人の場合は代表者名)、営業所所在地、営業所電話番号、細分業種 ただし、臨時、仮設移動、自動車、自販機、実演販売及び廃業したものを除く。		6/22	公開		保健衛生課
116	6/16	申出	建築計画概要書 宮崎市 計画No.4 H23.5.13 宮崎市 No.137 H23.6.3 宮崎市 No.139 H23.6.3		6/21	部分公開	第7条第2号	建築指導課
117	6/16	申出	建築計画概要書(平成23年4月1日～直近のものまで)		6/21	部分公開	第7条第2号	建築指導課
118	6/20	申出	建築計画概要書 H18-476 H18-583 H18-743 H18-245		6/22	部分公開	第7条第2号	建築指導課
119	6/20	請求	宮崎市国民健康保険 集団健診後の特定保健指導〔積極的支援〕 過去3年間の委託について		6/22	公開		国保年金課
120	6/20	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託		6/23	部分公開	第7条第6号	浄水課
121	6/20	請求	平成23年度 大塚台1号線外14線草刈業務委託 外16(別紙)		6/29	部分公開	第7条第6号	道路維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
122	6/20	請求	堀切峠花壇公園植栽管理業務委託に係る金入り設計書		6/29	部分公開	第7条 第6号	観光課
123	6/20	請求	別紙の金入り設計書		6/29	部分公開	第7条 第6号	公園 緑地課
124	6/20	請求	平成23年度 ・宮崎市佐土原歴史資料館花しょうぶ園育成管理業務委託 ・宮崎市生目の杜遊古館植栽管理・草刈業務委託 の金入り設計書		6/24	部分公開	第7条 第6号	文化財課
125	6/20	請求	宮崎市祇園スポーツパーク植栽維持管理業務委託 田野運動公園野球場外野芝生管理業務委託 の金入り設計書		6/23	部分公開	第7条 第6号	文化 スポーツ課
126	6/20	請求	宮崎市庁舎等樹木維持管理及び花壇管理業務委託 松橋駐車場樹木維持管理業務委託 田野総合支所外樹木維持管理業務委託 高岡総合支所外樹木維持管理業務委託 清武総合支所外樹木維持管理業務委託 の金入り設計書		7/1	部分公開	第7条 第6号	管財課
127	6/20	請求	下記業務の金入り設計書 ・大宮2号雨水幹線外草刈等業務委託 ・本郷雨水幹線外草刈等業務委託 ・大谷雨水ポンプ場外造園管理業務委託 の金入り設計書		7/4	部分公開	第7条 第6号	土木課
128	6/20	請求	宮崎市教育情報研修センター植栽管理業務委託 の金入り設計書		6/27	部分公開	第7条 第6号	教育情報 研修 センター
129	6/20	請求	別紙の金入り設計書		6/28	部分公開	第7条 第6号	佐土原・ 建設課
130	6/20	請求	宮崎市保健所・中央保健センター植栽管理業務委託 の金入り設計書		6/28	部分公開	第7条 第6号	保健 総務課
131	6/20	請求	市営住宅跡地草刈業務委託 の金入り設計書		6/22	部分公開	第7条 第6号	住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
132	6/20	請求	・旧衛生処理センター跡地草刈業務委託 ・南部環境美化センター造園管理業務委託 ・たらのき台不燃物埋立処理場造園管理業務委託 ・萩の台汚水処理場除草業務委託 ・衛生処理センター造園管理業務委託 の金入り設計書		6/29	部分公開	第7条 第6号	廃棄物 対策課
133	6/20	請求	・宮崎市中央卸売市場植木管理業務委託 ・宮崎市中央卸売市場植栽管理業務委託 の金入り設計書		6/24	部分公開	第7条 第6号	市場課
134	6/20	請求	平成23年度 排水管路用地草刈業務委託 設計書		6/23	部分公開	第7条 第6号	水道 整備課
135	6/20	請求	二次配水施設除草清掃及び植栽管理業務委託 金入り設計書		6/23	部分公開	第7条 第6号	水道 施設課
136	6/20	請求	①宮崎処理場外造園管理業務委託 金入り設計書 ②大淀処理場外造園管理業務委託 金入り設計書		6/23	部分公開	第7条 第6号	下水道 施設課
137	6/27	申出	浄水用工業薬品(活性炭含む)の平成23年度単 価契約結果入札結果		7/6	公開		契約課
138	6/27	申出	「〇〇〇」の土地固定資産評価は正の申入れに ついての回答(宮資84号)の根拠となる近隣の 山林の鑑定評価書		7/8	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	資産税課
139	6/27	請求	境界立会申請書 宮崎市〇〇〇 (第11-127号 平成23年6月2日 受付)		6/28	公開		用地 管理課
140	6/27	申出	宮崎市内で平成23年5月1日から平成23年5 月31日までに新規で飲食店営業許可を取得し たもののうち、次の事項。 ・屋号 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・申請者住所 ・申請者電話番号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・許可年月日 ・許可期間 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販 売機、実演販売及び廃業したものを除く。		7/5	公開		保健 衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
141	6/28	請求	宮崎市内で営業許可のある喫茶店営業(自動販売機)及び乳類販売業(自動販売機)のうち、次の事項。 屋号、営業所所在地、申請者名(法人の場合は代表者名)、細分業種		7/5	公開		保健衛生課
142	6/30	申出	宮崎市内で平成23年6月1日から平成23年6月30日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・初期許可年月日 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		7/12	公開		保健衛生課
143	6/30	申出	建築計画概要書(平成23年4月1日～直近のものまで)		7/6	部分公開	第7条第2号	建築指導課
144	6/30	申出	建築計画概要書 宮崎市 計画No.6 H23.6.24 ERI11017812 H23.6.7		7/6	部分公開	第7条第2号	建築指導課
145	7/1	請求	[管理人]〇〇〇代表取締役〇〇〇に係る平成23年6月25日未明(宮崎市〇〇〇)〇〇〇に於ける騒音測定調査記録について		7/5	部分公開	第7条第2号及び第3号	環境保全課
146	7/4	請求	平成23年度 田野送水管布設工事(水管橋上部工)の金入り設計書		7/13	公開		水道整備課
147	7/4	請求	平成22年11月30日付宮開指令第29号4にて許可している開発行為の土地の権利関係一覧表、土地所有者等の同意書、開発行為に関する協議同意一覧表及び都市計画法第32条に基づく同意・協議書		7/14	公開	第7条第2号	開発指導課
148	7/5	請求	生保受給決定から就労開始までの期間(H21～H23年度)		7/14	公開		社会福祉課
149	7/6	請求	[所在地]宮崎市〇〇〇 有限会社〇〇〇代表取締役〇〇〇 に係る(〇〇〇)の概要書		7/8	公開		建築指導課
150	7/7	申出	平成23年度 工番(拡)第22号 田野送水管布設工事(水管橋上部工) 上記工事の設計書(本工事費内訳書、代価表、内訳書)一切		7/13	公開		水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
151	7/7	申出	(1)歯科技工所一覧[平成23年7月1日現在] (2)歯科診療所一覧[平成23年7月1日現在] (3)歯科を標榜する病院一覧[平成23年7月1日現在] <内容>名称、郵便番号、所在地、電話番号、開設年月日		7/21	公開		保健 総務課
152	7/7	請求	宮崎市消防局で管理している防火対象物の全データ (対象物名称、所在地、設置されている消防用設備等)		7/14	公開		予防課
153	7/8	申出	平成5年9月8日受付第1-378号 宮崎市〇〇〇に関する境界立会申請書に関する書類一式		7/11	部分公開	第7条 第2号	用地 管理課
154	7/8	請求	・下那珂汚水幹線(1工区)外下水道管布設工事 の金額入り工事設計書		7/4	部分公開	第7条 第2号	下水道 整備課
155	7/8	請求	・平成23年度松小路福島線舗装打換工事の設計書の写し ・平成23年度宝塔山公園線道路改良工事(4工区)但し函梁工の設計書の写し		7/25	公開		佐土原・ 建設課
156	5/6	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成23年6月1日～平成23年6月30日		7/14	部分公開	第7条 第2号	建築 指導課
157	7/12	請求	社会福祉法人〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の平成20、21、22年度(3年分)の貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、財産目録		7/21	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	福祉 総務課
158	7/13	請求	①営業所(宮崎市〇〇〇)〇〇〇内 ②宮崎県自動車代行業共同組合会員 代表者(〇〇〇)〇〇〇 に係る法人(設立・変更)等申告書		7/20	非公開	不存在	市民税課
159	7/13	請求	・平成23年6月16日～7月12日まで新規申請のあった理美容リスト、店名、住所、電話番号、店主、法人であれば法人名、住所、電話番号のリスト		7/25	公開		保健 衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
160	7/13	請求	宮崎市内で平成23年6月16日から平成23年7月12日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人であれば法人名及び代表者名) ・申請者住所、電話番号(法人のみ) ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		7/25	公開		保健衛生課
161	7/14	申出	平成23年4月1日から平成23年6月30日までに飲食店営業の新規許可を取得したもののうち、次の事項。 ①営業所屋号 ②営業所住所 ③営業所電話番号 ④申請者氏名(または法人名) ⑤申請者住所(法人のみ) ⑥申請者電話番号(法人のみ) ⑦営業許可年月日 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		7/25	公開		保健衛生課
162	7/14	請求	平成22年11月30日付宮開指令第29号4にて許可している開発行為の許可申請書の添付資料(同意書関係1式)		7/21	部分公開	第7条第2号及び第3号	開発指導課
163	7/14	申出	平成23年4月1日から平成23年6月30日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		7/28	部分公開	第7条第2号	区画整理課
164	7/14	請求	平成21年10月19日付宮開指令第35号4にて許可された開発行為にかかる土地利用計画図および確定測量図		7/20	公開		開発指導課
165	7/14	請求	・平成23年4月1日～7月14日までに新規確認を受けた理美容リストの次の事項 ○営業所の住所、電話番号、屋号 ○申請者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ) 申請者名(又は法人名)		7/25	公開		保健衛生課
166	7/14	申出	建築計画概要書 ERI11018975 H23.6.23 宮崎市 190号 H23.6.24 宮崎市 224号 H23.7.8		7/21	部分公開	第7条第2号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
167	7/14	申出	建築計画概要書(平成23年4月1日～直近のものまで)		7/21	部分公開	第7条第2号	建築指導課
168	7/15	請求	宮崎市内で平成23年6月1日から平成23年6月30日までに新規に飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項(臨時・仮設移動・自動車・自販機・実演販売及び廃業したものを除く)。 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・初期許可年月日		7/25	公開		保健衛生課
169	7/19	申出	H23年5月1日からH23年6月30日までに確認の降りた「建築計画概要書」の第2面、第3面※建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も必要 ただし、デジタルデータで管理されている場合は、そのデジタルデータの写しを希望		7/27	部分公開	第7条第2号	建築指導課
170	7/19	申出	宮崎市民民活動保険制度についての下記文書 ・宮崎市民活動保健制度のパンフレット ・平成23年度契約時の仕様書 ・平成23年度契約の保険証券 ・平成22年度契約の事故件数及び支払保険額		7/21	公開		地域コミュニティ課
171	7/19	申出	宮崎市内で平成23年6月1日から平成23年6月30日までに新規に飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・申請者住所 ・申請者電話番号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・許可年月日 ・許可期間 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		7/25	公開		保健衛生課
172	7/19	請求	宮崎市〇〇〇の隣地(旧〇〇〇跡地)用地買収費用の開示 及び、造成費用の開示 及び、販売価格の開示 を請求いたします。			取り下げ		企画政策課
173	7/20	請求	〇〇〇株式会社に係る 1. 株式会社の法人設立・変更等申告書 2. [所在]宮崎市〇〇〇 代表取締役〇〇〇		7/26	部分公開	第7条第3号	市民税課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
174	7/21	請求	郡司分の道路位置指定(H23.6.6 申請・該当地番: 宮崎市〇〇〇のもの)事前協議の図面のうち、位置図・公図・敷地計画図・敷地求積図・敷地求積表・排水計画図・道路横断面図・既設排水柵(全て訂正後のもの)		7/27	公開		区画整理課
175	7/21	請求	(1)平成 23 年 6 月 25 日未明 宮崎市〇〇〇における騒音測定調査記録 (2)駐車場管理者(株)〇〇〇代表取締役〇〇〇〇に係る報告書[平成 23 年 7 月 21 日迄分]		7/26	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	環境保全課
176	7/22	請求	境界立会申請書 宮崎市〇〇〇 (第 11-184 号 平成 23 年 6 月 27 日 受付)		7/26	公開		用地管理課
177	7/22	請求	(仮称)高岡西部地区コミュニティ施設整備工事(造成工事 3 工区)金入り設計書		7/29	公開		地域コミュニティ課
178	7/26	申出	工事名 田野第三配水池配水ポンプ施設工事の内電気設備の金入設計書		8/3	公開		水道施設課
179	7/26	申出	金入り設計書 下倉永中継ポンプ場電気設備工事		8/3	公開		下水道施設課
180	7/27	申出	宮崎市内で営業許可及び登録を取得したもののうち、次の事項 【業種】営業許可 34 業種、販売業、製造業 【項目】申請者氏名(法人の場合は代表者名)、申請者住所、申請者電話番号、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、細分業種、許可期間 ただし、臨時、仮設移動、自動車、自販機、実演販売及び廃業したものを除く。		8/4	公開		保健衛生課
181	7/27	請求	(1)宮崎市が 7 月 8 日北警察署に届けている〇〇〇内に於ける深夜騒音被害申立に係る状況及び調査報告の内容 (2)〇〇〇に渡した(7 月 12 日)住民苦情等々(啓発に関する指導文書)		8/3	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	環境保全課
182	7/28	請求	平成 23 年度コールセンター業務委託に関する契約書の開示 ①「宮崎市コールセンター」システム機器保守業務委託 ②「宮崎市コールセンター」運営及びシステム保守業務委託		8/3	部分公開	第 7 条 第 3 号	企画政策課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
183	7/28	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人〇〇〇の設立認証申請書一式 ・特定非営利活動法人〇〇〇の事業実績報告書(設立から現在まで) ・役員の変更と定款の変更書類 		8/9	部分公開	第7条第2号	地域コミュニティ課
184	7/28	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人〇〇〇の運営する在宅介護サービスセンター手と手の居宅介護に係る介護給付費請求書一式及び身体障害者居宅介護事業及び知的障害者居宅介護事業に係る居宅生活支援費請求書一式 ・特定非営利活動法人〇〇〇の運営する在宅介護サービスセンター手と手の居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業所指定申請書一式及び外出介護に係る地域生活支援事業者指定申請書一式及び上記に係る変更届出及び上記の指定通知書の控一式 		8/9	非公開	第7条第4号	障害福祉課
185	7/28	申出	境界立会申請書 ①昭和46年5月19日受付第178号 宮崎市〇〇〇 ②昭和55年1月17日受付365号 宮崎市〇〇〇 ③平成20年1月28日受付第99-311号 宮崎市〇〇〇		7/29	部分公開	第7条第2号	用地管理課
186	7/29	申出	建築計画概要書(平成23年4月1日～直近のものまで)		8/3	部分公開	第7条第2号	建築指導課
187	7/29	申出	建築計画概要書 宮崎市 276号 平成23年7月25日		8/3	公開		建築指導課
188	8/1	申出	宮崎市内で平成23年7月1日から平成23年7月31日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 <ul style="list-style-type: none"> ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・初期許可年月日 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		8/12	公開		保健衛生課
189	8/1	請求	社会福祉法人〇〇〇 設立許可申請書		8/9	部分公開	第7条第2号及び第3号	長寿支援課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
190	8/3	申出	宮崎市内で平成23年6月1日から平成23年7月31日までに新規で営業許可を取得したもののうち、次の事項。 【業種】飲食店営業、食肉販売業、乳類販売業、魚介類販売業、氷雪販売業 【項目】・屋号・申請者氏名・初期許可日・細分業種・営業所電話番号・営業所所在地 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		8/12	公開		保健衛生課
191	8/3	申出	宮崎市内で平成23年7月1日から平成23年7月31日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・申請者住所・申請者電話番号 ・営業所所在地・営業所電話番号・指令番号 ・許可年月日・許可期間・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		8/12	公開		保健衛生課
192	8/3	申出	平成23年5月1日から平成23年7月31日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		8/10	部分公開	第7条第2号	区画整理課
193	8/5	請求	(所在)宮崎市〇〇〇 (権利者)宮崎県〇〇〇 (管理人)宅地建物取引業有限会社〇〇〇 代表取締役〇〇〇に係る 〇〇〇の概略図に測定値(6月25日)を記載した資料(全体図、駐車場内のみ)		8/18	部分公開	第7条第2号及び第3号	環境保全課
194	8/5	請求	産業廃棄物の処理及び不法投棄の監視指導業務について、人事課の平成18年度採用の嘱託員についてのヒアリング(平成17年8月実施)において当時の所管課である環境保全課(現廃棄物対策課)から警察OBの採用を申し出た際の決裁文書。ごみのホイ捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例に基づく監視等業務について、平成19年1月人事課へ警察OBの採用を当時の所管課である環境保全課(現廃棄物対策課)から警察OBの採用を申し出た際の決裁文書。		8/9	公開		廃棄物対策課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
195	8/8	申出	五十鈴川排水ポンプ場設置工事(電気設備工事) 金入設計書及び最低制限価格		8/22	公開		土木課
196	8/8	申出	公開公文書件名:金入設計書及び最低制限価格 請求工事件名:②鹿村野中継ポンプ所電気計装設備工事 ③田野第三配水池配水ポンプ施設工事の内電気設備 請求に対する公開公文書:金入設計書 入札・開札調書(最低制限価格)		8/15	公開		水道施設課
197	8/8	申出	金入り設計書及び最低制限価格 ①鶴島中継ポンプ場電気設備改築更新工事 ②太田雨水ポンプ場電気設備工事 ③淀川雨水ポンプ場電気設備工事 ④上田島汚水中継ポンプ場電気設備工事 ⑤大塚中継ポンプ場電気設備改築更新工事 ⑥下倉永中継ポンプ場電気設備工事		8/17	公開		下水道施設課
198	8/8	請求	金入り設計書 ①下倉永中継ポンプ場機械設備工事		8/19	公開		下水道施設課
199	8/8	申出	建築計画概要書 確認番号 458(昭和 47 年 5 月 18 日) 宮崎市〇〇〇		8/11	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
200	8/8	申出	建築確認済証 第 H19 確更建築宮崎市建 00002 号に係る確認申請書の全て		8/12	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
201	8/9	請求	(件名) 病院・診療所一覧表(平成 23 年 8 月 1 日現在) (内容) (1)医療機関の名称 (2)医療機関の所在地 (3)医療機関の連絡先(電話番号) (4)医療機関の診療科目		8/19	公開		保健総務課
202	8/10	請求	平成 15 年 12 月 1 日付宮開指令第 2-10 号にて許可している開発行為の擁壁の展開図、横断面図、配筋図および施工写真		8/12	部分公開	第 7 条 第 2 号	開発指導課
203	8/10	請求	7 月 21 日以後の〇〇〇に係る記録 深夜騒音に関する管理者に課長が指導された内容(苦情処理簿の 7 月 27 日に記載している内容とする。)		8/18	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	環境保全課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
204	8/10	申出	平成23年4月1日から平成23年6月30日届出分 宮崎市中高層建築物等に関する指導要綱第4条に基づく建築計画届出書 (要綱第2条第1項第4号に規定されている「指定建築物」の届出を除く)		8/19	部分公開	第7条第2号及び第3号	建築指導課
205	8/11	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成23年7月1日～平成23年7月31日		8/16	部分公開	第7条第2号	建築指導課
206	8/15	申出	建築計画概要書(平成23年4月1日～直近のものまで)		8/18	部分公開	第7条第2号	建築指導課
207	8/15	申出	建築計画概要書 宮崎市317号 平成23年8月9日 ERI11025537 平成23年7月21日		8/18	公開		建築指導課
208	8/12	請求	平成18年度情報化推進計画調書に係る決定について(通知) ・物品供給契約書(コールセンターシステム) ・平成19年度「(仮称)宮崎市コールセンター」構築及び運營業務委託契約書及び仕様書		8/18	部分公開	第7条第3号	企画政策課
209	8/15	請求	政務調査費収支報告書及び関係書類一式 平成22年度分〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇		8/24	部分公開	第7条第2号	議会・総務課
210	8/16	請求	宮崎市内で平成23年7月1日から平成23年7月31日までに新規に飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項(臨時・仮設移動・自動車・自販機・実演販売及び廃業したものを除く)。 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名)・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・指令番号・初期許可年月日		8/25	公開		保健衛生課
211	8/16	請求	宮崎市内で平成23年8月1日から平成23年8月12日までに新規に飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項(臨時・仮設移動・自動車・自販機・実演販売及び廃業したものを除く)。 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名)・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・指令番号・初期許可年月日		8/25	公開		保健衛生課
212	8/17	請求	宝塔山公園線道路改良工事(4工区)但し函渠工の設計書写し		8/26	公開		佐土原・建設課
213	8/17	請求	工事名 川原通線(吾妻工区)道路改良工事(5工区)の金入り設計書		8/22	部分公開	第7条第2号	市街地整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
214	8/17	請求	3、加納汚水準幹線(23-1 工区)外下水道管布設工事(清武町) 4、小松旭幹線管渠改築工事 5、高岡大淀主要幹線(23-5 工区)下水道管布設工事(富吉) 6、高岡大淀主要幹線(23-6 工区)下水道管布設工事(富吉) 以上 4 件の金額入り工事設計書		8/24	部分公開	第 7 条 第 2 号	下水道整備課
215	8/17	請求	平成 17 年 8 月 5 日付宮人親第 63 号文書を作成した経緯が判る文書		8/29	公開		人事課
216	8/18	請求	宮崎市 B&G 海洋センター体育館器具庫・機械室石綿除去工事 宮崎市田野体育館玄関ホール石綿除去工事 宮崎市佐土原西体育館アリーナ石綿除去工事		8/25	公開		文化スポーツ課
217	8/18	請求	平成 19 年度コールセンター業務に関して、回議文書及び起案文書並びに決裁文書作成に係った書面		8/24	非公開	不存在	企画政策課
218	8/19	申出	現地査定調書 昭和 54 年 6 月 19 日受付 道路境界査定願 昭和 54 年 6 月 20 日受付 第 123 号 現地査定調書 昭和 56 年 7 月 18 日受付 第 230 号 道路境界査定調書 昭和 57 年 7 月 1 日受付 第 18 号 道路境界査定調書 昭和 58 年 9 月 8 日受付 第 33 号 現地査定調書 平成 5 年 3 月 25 日受付 第 903 号		8/26	部分公開	第 7 条 第 2 号	用地管理課
219	8/19	請求	平成 18 年度 3 月補正予算要求書(コールセンター構築関係) 平成 19 年度情報化推進計画調書(コールセンター構築関係)		8/24	公開		企画政策課
220	8/24	申出	現地査定証書(大字熊野 1556、1557-1) ①現地査定調書(昭和 50 年 5 月 7 日受付) ②現地査定調書(昭和 55 年 10 月 22 日受付 第 374 号) ③現地査定調書(昭和 57 年 5 月 21 日受付 第 130 号) ④現地査定調書(昭和 57 年 10 月 19 日受付 第 425 号)		8/26	部分公開	第 7 条 第 2 号	用地管理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
221	8/24	請求	地元の同意に関し、市が事業所へ指導した内容 (平成16年度社会福祉施設等整備事業(老人福祉施設に係る分)の方針)		8/29	公開		介護保険課
222	8/24	請求	1 建築計画概要書(当初) H16年6月30日 No. 262 2 建築計画概要書(変更) H16年10月28日 No. 29		8/29	部分公開	第7条第2号	建築指導課
223	8/24	請求	金入り設計書 ①大淀処理場No.1 沈砂設備改築更新工事		9/12	公開		下水道施設課
224	8/25	請求	建築計画概要書(H13.2.13 1257号) (H13.5.23 計画変更16号)		8/29	部分公開	第7条第2号	建築指導課
225	8/25	請求	〇〇〇に係る以下の届出書類 1 消防用設備等(特殊消防用設備等)着工届出書 2 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書 3 防火対象物使用開始(変更)届出書		9/1	部分公開	第7条第2号	予防課
226	8/26	申出	建築計画概要書(平成23年4月1日～直近のものまで)		8/3	部分公開	第7条第2号	建築指導課
227	8/26	申出	建築計画概要書 ERI11023397 平成23年8月2日 ERI11023420 平成23年8月2日		8/31	公開		建築指導課
228	8/26	請求	救急活動報告書 傷病者収容書			取り下げ		北消防署
229	8/29	請求	企画政策課が所持する 平成19年度の文書管理簿冊簿		8/31	公開		企画政策課
230	8/29	請求	平成19年9月25日付シレイ8001-693-1にて許可された都市計画法第29条の許可申請資料		9/8	部分公開	第7条第2号	市街地整備課
231	8/31	申出	宮崎市内で平成23年8月1日から平成23年8月31日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・初期許可年月日 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		9/9	公開		保健衛生課
232	9/1	請求	情報政策課が所持する平成19年度文書管理簿冊簿		9/2	公開		情報政策課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
233	9/1	申出	公開公文書件名:金入設計書及び最低制限価格 請求工事件名:下北方配水池中継ポンプ所建設工事の内電気設備 請求に対する公開公文書:金入設計書 入札・開札調書(最低制限価格)		9/13	公開		水道施設課
234	9/2	申出	金入り設計書 ①大淀処理場No.1 沈砂設備改築更新工事		9/12	公開		水道施設課
235	9/2	請求	宮崎市学校給食用廃食用油引取業務契約書(単独校北地区・中央センター) 宮崎市学校給食用廃食用油引取業務契約書(単独校南地区・田野センター・高岡センター) 宮崎市学校給食用廃食用油引取業務契約書(佐土原センター) 宮崎市学校給食用廃食用油引取業務契約書(清武センター)		9/9	部分公開	第7条第3号	保健給食課
236	9/2	請求	宮崎市内で平成23年7月13日から平成23年8月31日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人であれば法人名及び代表者名) ・申請者住所、電話番号(法人のみ) ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		9/9	公開		保健衛生課
237	9/2	請求	・平成23年7月13日～8月31日まで新規申請のあった理美容リスト、店名、住所、電話番号、店主、法人であれば会社名、住所、電話番号のリスト		9/9	公開		保健衛生課
238	9/5	申出	宮崎市内で平成23年8月1日から平成23年8月31日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・申請者住所・申請者電話番号 ・営業所所在地・営業所電話番号・指令番号 ・許可年月日・許可期間・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		9/9	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
239	9/6	請求	宮崎市議会平成22年度政務調査費収支報告書及び関係書類一式(全会派)		9/20	部分公開	第7条第2号	議会・総務課
240	9/7	請求	別紙の宮崎市上下水道局の外部委託事業に係る下記の事項を明記した書類。 (1)事業名 (2)事業内容 (3)委託先 (4)委託料(過去5年間) (5)事業開始年度 (6)委託先決定方法		9/20	公開		水道・総務課
241	9/8	申出	①宮崎市内で平成23年8月1日から平成23年8月31日までに新規で営業許可を取得したもののうち、次の事項。 【業種】飲食店営業、食肉販売業、乳類販売業、魚介類販売業、氷雪販売業 【項目】・屋号・申請者氏名・初期許可日・細分業種・営業所電話番号・営業所所在地 ②宮崎市内で平成23年6月1日から平成23年7月31日までに新規で営業許可を取得したもののうち、次の事項。 【業種】別紙のとおり 【項目】・屋号・申請者氏名・初期許可日・細分業種・営業所電話番号・営業所所在地 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		9/14	公開		保健衛生課
242	9/8	請求	平成19年度簿冊 ①サンシャインネット推進委員会総括 ②サンシャインネット推進委員会報告書 ③システム仕様書 ④地域総合情報化支援システム整備事業申請 ⑤機器台帳(サンシャインコミュニティシステム) ⑥地域イントラネット基盤整備事業		9/13	部分公開	第7条第3号	情報政策課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
243	9/8	申出	平成 24 年度使用中学校教科用図書の採択に関する以下に示す資料 ・採択協議会会議録(社会科及び地図帳) ・選定理由書(社会科及び地図帳) ・調査資料(社会科及び地図帳) ・採択協議会日程 ・採択協議会委員名簿 ・専門委員名簿		9/29	公開		学校教育課
244	9/8	請求	別紙の社会福祉法人における平成 23 年度提出の現況報告書、貸借対照表、収支計算書及び財産目録		9/22	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	福祉 総務課
245	9/9	申出	建築計画概要書(平成 23 年 4 月 1 日～直近のものまで)		9/14	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
246	9/9	申出	建築計画概要書 ERI11028068 H23.8.22 宮崎市 363 号 H23.8.29		9/14	公開		建築 指導課
247	9/12	申出	H23 年 7 月 1 日から H23 年 8 月 31 日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第 2 面、第 3 面。 ※建築基準法第 18 条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も必要。 ただし、デジタルデータで管理されている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。		9/28	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
248	9/13	請求	平成 23 年度 月見ヶ丘団地排水対策整備工事		9/22	公開		道路 維持課
249	9/13	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成 23 年 8 月 1 日～平成 23 年 8 月 31 日		9/15	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
250	9/16	申出	平成 22・23 年度の運道具の入札結果の全件分と見積合わせで、マット・跳び箱が入っている案件		9/30	公開		契約課
251	9/16	申出	宮崎市内で平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 16 日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・初期許可年月日 ・指令番号 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		9/27	公開		保健 衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
252	9/20	申出	〇〇〇(宮崎市〇〇〇)に関する次の事項 ・営業許可主体の名称(会社名・代表者名) ・営業者の住所 ・営業許可の日付 ・客室数(営業許可日から現在までの間に変動がある場合は、その変動状況)		10/3	公開		保健衛生課
253	9/20	申出	2010 年度開通済み区間の都市計画道現王通線の平面図と位置図 2011 年度開通予定区間の都市計画道川原通線の平面図と位置図 平面図の縮尺は(1/1000~5000)		9/26	公開		市街地整備課
254	9/20	申出	昭和 50 年 9 月 25 日付けレイ 8001-1647 で都市計画法第 29 条の規定に基づく開発許可を受けた許可申請書類 (但し公共施設の新旧対照図及び第 32 条に基づく同意・協議書)		9/22	部分公開	第 7 条 第 2 号	開発指導課
255	9/21	請求	宮崎市内の下記美容業者の登録内容 〇〇〇 宮崎市〇〇〇 ・名称 ・所在地 ・開設者名 ・登録美容師名 ・美容師の登録番号 ・登録年月日		9/30	部分公開	第 7 条 第 2 号	保健衛生課
256	9/21	申出	昭和 40 年度 宮崎市空中写真・都市計画現況図 昭和 43 年度 都市計画現況図 昭和 45 年度 都市計画現況図 昭和 50 年度 宮崎市空中写真・都市計画現況図 昭和 55 年度 都市計画現況図 昭和 60 年度 都市計画現況図 平成 3 年度 都市計画現況図		10/3	非公開	不存在	都市計画課
257	9/21	申出	昭和 43 年 宮崎市空中写真(C4-4) 昭和 45 年 宮崎市空中写真(C14-1) 昭和 55 年 宮崎市空中写真(C-2-902) 昭和 60 年 宮崎市空中写真(C6-21) 平成 3 年 宮崎市空中写真(C3A-5)		10/3	公開		都市計画課
258	9/22	請求	情報政策課が所持する 平成 18 年度文書管理簿冊簿		9/27	公開		情報政策課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
259	9/22	請求	企画政策課が所持する 平成 18 年度の文書管理簿冊簿		9/28	公開		企画政策課
260	9/22	請求	宮崎市内で平成 23 年 8 月 13 日から平成 23 年 9 月 20 日までに新規に飲食店営業許可を取得したものうち、次の事項(臨時・仮設移動・自動車・自販機・実演販売及び廃業したものを除く)。 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・初期許可年月日		10/4	公開		保健衛生課
261	9/26	申出	建築計画概要書(平成 23 年 4 月 1 日～直近のものまで)		9/27	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
262	9/26	申出	建築計画概要書 宮崎市 387 号 H23.9.12		9/27	公開		建築指導課
263	9/26	請求	各小・中学校の図書購入予算(平成 23 年度分)		9/29	公開		教委・企画総務課
264	9/27	申出	宮崎市立小中学校の机・イスの直近 2 件の入札結果資料		9/30	公開		契約課
265	9/28	請求	平成 23 年度 天神地区県単農道舗装工事の金入り設計書		10/5	公開		佐土原・農林水産課
266	9/28	請求	平成 23 年度 希望ヶ丘団地排水対策整備工事(金入り設計書)		10/26	公開		道路維持課
267	9/28	請求	平成 23 年度 大淀台団地排水対策整備工事(金入り設計書)		10/6	公開		道路維持課
268	9/28	請求	宮崎市穆佐小学校校舎解体工事の金入り設計書		10/6	公開		教委・企画総務課
269	9/28	請求	上田島汚水幹線(34 工区)外下水道管布設工事 上田島汚水幹線(35 工区)外下水道管布設工事 以上の工事の金額入り当初設計書		10/4	部分公開	第 7 条 第 2 号	下水道整備課
270	9/28	請求	下記工事における金入り設計書 大丸橋橋梁整備工事(1 工区)但し橋台工		10/5	公開		土木課
271	9/28	請求	サンシャイン推進委員会総括 (コールセンター導入に係る情報化推進計画調書)		9/28	公開		情報政策課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
272	9/29	請求	宮崎市〇〇〇周辺の道路調査票 (道調 H16-153[関連:道調 59-8])		10/7	部分公開	第7条第2号	建築指導課
273	9/29	請求	「(仮称)宮崎市コールセンター」構築及び運営業務委託 ・執行伺兼支出負担行為書 ・委託変更契約書 ・仕様書		10/11	部分公開	第7条第3号	企画政策課
274	9/30	請求	政務調査費に係る収支報告書及び添付書類一式 〇〇〇 H18～H21 年度 〇〇〇 H20～H21 年度		10/14	部分公開	第7条第2号	議会・総務課
275	9/30	請求	平成 24 年度使用中学校用教科用図書の採択に関する以下に示す資料 ・宮崎地区採択協議会議事録(社会科) ・社会科(地理・歴史・公民)専門委員会が作成した教科書研究資料		10/12	公開		学校教育課
276	10/3	請求	平成 19 年度大塚地区第 6 期未登記処理事業市道・里道水路立会関係資料 宮崎市〇〇〇に係る市道境界立会証明書及び 〇〇〇の求積図		10/5	部分公開	第7条第2号	用地管理課
277	10/3	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成 23 年 9 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日		10/11	部分公開	第7条第2号	建築指導課
278	10/3	請求	建築計画概要書 No.1497(H3.11.20)		10/11	部分公開	第7条第2号	建築指導課
279	10/3	申出	昭和 58 年度から昭和 60 年度まで及び 昭和 62 年度、昭和 63 年度分の管理簿冊簿(資産税課所有分)		10/12	非公開	不存在	資産税課
280	10/5	申出	宮崎市内で平成 23 年 9 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・申請者住所 ・申請者電話番号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・許可年月日 ・許可期間 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		10/11	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
281	10/5	申出	宮崎市内で平成23年9月1日から平成23年9月30日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・初期許可年月日 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		10/11	公開		保健衛生課
282	10/5	申出	宮崎市における、以下に掲げる業種の営業許可施設名簿の施設名、施設所在地、施設電話番号、申請者(申請者が法人の場合は、法人住所、法人電話番号、法人代表者名)、業種、営業許可日(期限) <環境衛生関係業種> 旅館業、公衆浴場、興工業、美容所、理容所、クリーニング所、プール、温泉、特定建築物(ビル管)、コインランドリー、コインシャワー <医務・薬事関係業種> 病院、診療所、歯科診療所、助産所、薬局、医薬品販売業、毒物及び劇物販売業、衛生検査所、施術所(あんま、マッサージ、指圧、針、灸、柔道整復)、歯科技工所、高度管理医療器販売業、賃貸業、毒物、劇物業務上取扱者 ※2011/8/31 時点で届出のある全施設		10/19	部分公開	不存在	保健衛生課
283	10/5	申出	宮崎市における、以下に掲げる業種の営業許可施設名簿の施設名、施設所在地、施設電話番号、申請者(申請者が法人の場合は、法人住所、法人電話番号、法人代表者名)、業種、営業許可日(期限) <環境衛生関係業種> 旅館業、公衆浴場、興工業、美容所、理容所、クリーニング所、プール、温泉、特定建築物(ビル管)、コインランドリー、コインシャワー <医務・薬事関係業種> 病院、診療所、歯科診療所、助産所、薬局、医薬品販売業、毒物及び劇物販売業、衛生検査所、施術所(あんま、マッサージ、指圧、針、灸、柔道整復)、歯科技工所、高度管理医療器販売業、賃貸業、毒物、劇物業務上取扱者 ※2011/8/31 時点で届出のある全施設			部分公開	不存在	保健総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
284	10/6	請求	跡江柏原線道路改良工事(8工区) 但し橋脚工の金入り設計書		10/18	公開		土木課
285	10/6	申出	宮崎市内の温泉利用許可を受けた施設の温泉分析書		10/17	部分公開	第7条 第2号	保健衛生課
286	10/6	請求	鑑定評価書(株式会社〇〇〇) 鑑定評価書(株式会社〇〇〇)		10/7	公開		管財課
287	10/6	請求	平成19年(行)第3号行政文書公開決定処分取消請求事件 平成17年11月9日付「平成13年4月20日付頃交換渡し土地の交換予定地の確定を測量士を通してされている(分筆等)。それを可能にした根拠の文書」の情報公開請求に対し公文書は不存在とした処分の取消を求める裁判所判決文		10/7	公開		管財課
288	10/7	請求	・平成23年9月1日～10月6日まで新規申請のあった理美容リスト、店名、住所、電話番号、店主、法人であれば会社名、住所、電話番号のリスト		10/17	公開		保健衛生課
289	10/7	請求	宮崎市内で平成23年9月1日から平成23年10月6日までに新規で飲食店営業許可を取得したものうち、次の事項。 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人であれば法人名及び代表者名) ・申請者住所、電話番号(法人のみ) ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		10/17	公開		保健衛生課
290	10/7	請求	宮崎市議会政務調査費不正支出問題調査特別委員会議事録と提出資料の一部		10/12	部分公開	第7条 第2号	議会・総務課
291	10/7	申出	平成10年2月12日付シイ286-4-7にて許可した都市計画法第29条申請に関する図面(造成計画平面図及び造成計画横断面図)		10/12	部分公開	第7条 第2号	開発指導課
292	10/7	申出	建築計画概要書(平成23年4月1日～直近のものまで)		10/18	部分公開	第7条 第2号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
293	10/11	請求	<p>○平成 22 年度沖/田地区小規模排水事業排水路整備工事</p> <p>○平成 22 年度高峰下地区小規模排水路整備工事</p> <p>○平成 22 年度原下池地区かんがい排水路整備工事</p> <p>○平成 22 年度入料地区小規模排水事業排水路整備工事</p> <p>○平成 22 年度北/迫地区小規模排水事業排水路整備工事</p> <p>上記 5 工事の金額入り設計書</p>		10/18	公開		農村整備課
294	10/11	申出	<p>宮崎市内の温泉を公共の浴用又は、飲用に供している施設の</p> <p>①名称</p> <p>②所在地</p> <p>③電話番号</p> <p>④自己源泉の有無とその所在地</p> <p>⑤温泉分析書の分析年月日</p>		10/18	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	保健衛生課
295	10/11	申出	<p>平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までに飲食店営業の新規許可を取得したものうち、次の事項。</p> <p>①営業所屋号 ②営業所住所 ③営業所電話番号 ④申請者氏名(または法人名) ⑤申請者住所(法人のみ) ⑥申請者電話番号(法人のみ)</p> <p>⑦営業許可年月日</p> <p>ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。</p>		10/17	公開		保健衛生課
296	10/12	請求	〇〇〇の経営許可申請書の管理者氏名の記載の有無、及び氏名		10/19	部分公開	第 7 条 第 2 号	保健衛生課
297	10/12	請求	平成 23 年 簿冊管理簿(30 年保存分)		10/26	公開		資産税課
298	10/13	申出	平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		10/19	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画整理課
299	10/13	申出	<p>金入り設計書</p> <p>①宮崎処理場合流ポンプ棟脱臭設備新設工事</p>		10/24	公開		下水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
300	10/13	申出	所在地:宮崎市〇〇〇 宮崎市〇〇〇及び〇〇〇 上記所在地に係る、昭和57年及び昭和58年分の下記公文書 ・納税義務者一覧表 ・土地共有者台帳 ・家屋調査台帳		10/26	部分公開	第7条第1号及び不存在	資産税課
301	10/13	請求	(件名) 宮崎市内の歯科技工所一覧表(平成23年10月1日現在) (内容) (1)歯科技工所名称 (2)歯科技工所の郵便番号及び住所 (3)歯科技工所の電話番号		10/20	公開		保健総務課
302	10/17	申出	飲食店営業の営業許可を取得しているもののうち、次の事項。 (平成23年10月1日現在) ①営業所屋号 ②営業所住所 ③申請者氏名(または法人名) ④営業許可年月日 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		10/25	公開		保健衛生課
303	10/17	請求	平成21年11月26日付け宮開指令第35号5にて許可している開発行為の事前協議資料一式		10/26	部分公開	第7条第2号	開発指導課
304	10/17	請求	平成23年5月24日提出した監査請求書を受付(①)又は受理(②)したことを証する書面		10/24	部分公開	第7条第2号及び不存在	監査事務局
305	10/19	請求	上田島汚水幹線(9工区)外下水道管布設工事の金額入り当初設計書及び第1回変更設計書		10/25	部分公開	第7条第2号	下水道整備課
306	10/19	請求	宮崎市内で平成23年9月21日から平成23年10月19日までに新規に飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項(臨時・仮設移動・自動車・自販機・実演販売及び廃業したものを除く)。 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名)・屋号 ・営業所所在地・営業所電話番号・指令番号 ・初期許可年月日		11/1	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
307	10/20	請求	境界立会申請書 宮崎市〇〇〇 (第 11-339 号 平成 23 年 9 月 6 日 受付)		10/24	公開		用地管理課
308	10/21	申出	建築計画概要書(平成 23 年 4 月 1 日～直近のものまで)		10/31	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
309	10/24	申出	〇〇〇の旅館業法の営業許可に関する次の事項についての開示。 ・営業許可主体の名称(会社名・代表者名) ・営業者の住所 ・営業許可の日付 ・客室数(営業許可日から現在までの間に変動がある場合は、その変動状況)		11/1	公開		保健衛生課
310	10/26	申出	平成 24 年度使用中学校用教科用図書の採択に関する以下に示す資料 ・採択協議会議事録(音楽) ・研究報告書(音楽) ・採択協議会日程 ・採択協議会委員名簿 ・専門委員名簿		11/8	公開		学校教育課
311	10/26	請求	・平成 19 年の農地法第 4 条か 5 条許可申請およびその添付書類一切 ・私道通行承諾書の有無等(別紙登記情報の甲区 8 番 有限会社〇〇〇が転用申請人であると思われる)		10/31	部分公開	第 7 条 第 2 号	農業委員会事務局 (清武分室)
312	10/26	請求	・平成 13 年申請の農地法第 3 条許可申請書および添付書類一式(譲受人 〇〇〇 譲渡人 〇〇〇) ・別記登記情報の甲区順位 2 番の所有権移転仮登記の際に申請したもの		10/31	部分公開	第 7 条 第 2 号	農業委員会事務局 (清武分室)
313	11/1	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成 23 年 10 月 1 日～平成 23 年 10 月 31 日		11/9	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
314	11/4	申出	宮崎市内で平成23年10月1日から平成23年10月31日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・申請者住所 ・申請者電話番号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・許可年月日 ・許可期間 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		11/11	公開		保健衛生課
315	11/4	申出	宮崎市内で平成23年10月1日から平成23年10月31日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・初期許可年月日 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		11/11	公開		保健衛生課
316	11/4	請求	境界立会申請書 平成23年4月4日受付 第11-10号 宮崎市〇〇〇		11/8	部分公開	第7条 第2号	用地管理課
317	11/4	請求	京塚天満線に関する下記事項 〇〇〇の調査報告書 補修資料			公開		道路維持課
318	11/4	申出	昭和53年6月10日付シレイ284-19.39で都市計画法第29条の許可を受けた区域の造成計画が分かる資料(造成計画平面図)		11/10	公開		開発指導課
319	11/7	請求	宮崎市内で集団給食の登録を取得しているもののうち、次の事項。 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・屋号 ・営業所所在地 ・初期許可年月日 ただし、廃業したものを除く。		11/11	公開		保健衛生課
320	11/8	請求	宮崎市立宮崎中学校北校舎外壁改修工事の金入り設計書		11/11	公開		教委・企画総務課
321	11/8	請求	高岡総合支所外壁改修工事その2に係る ・金額・内訳明細入り設計書(当初のみ) ・足場共用日数計算書		11/18	公開		管財課
322	11/8	請求	・平成23年宮崎市営住宅大塚台団地128棟外壁改修工事設計書(当初) ・足場共用日数計算書		11/18	公開		住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
323	11/8	請求	指定された地区における「精神障害者保健福祉手帳所持者数」		11/22	非公開	不存在	保健 予防課
324	11/8	請求	指定された地区における「身体障害者手帳所持者数」および「療育手帳所持者数」		11/21	公開		障害 福祉課
325	11/8	申出	昭和 58 年 6 月 4 日付シレイ 286-1.1 で都市計画法第 29 条の許可を受けた区域の法面・擁壁の図面		11/15	公開		開発 指導課
326	11/9	申出	建築計画概要書 〇〇〇 BVJ-F11-10-0505 号(H23.10.19) ERI 11039550(H23.10.20)		11/15	公開		建築 指導課
327	11/9	申出	建築計画概要書(平成 23 年 4 月 1 日～直近のものまで)		11/15	部分 公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
328	11/9	申出	平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		11/14	部分 公開	第 7 条 第 2 号	区画 整理課
329	11/9	申出	公開公文書件名: 金入設計書 請求工事件名: 下北方配水池中継ポンプ所建設工事の内電気設備(入札日: 平成 23 年 8 月 24 日) 請求に対する公開公文書: 金入設計書		11/18	公開		水道 施設課
330	11/9	申出	公開公文書件名: 金入設計書 請求工事件名: 田野第三配水池ポンプ施設工事の内電気設備(入札日: 平成 23 年 7 月 26 日) 請求に対する公開公文書: 金入設計書		11/18	公開		水道 施設課
331	11/9	申出	公開公文書件名: 金入設計書 請求工事件名: 下北方浄水場電気設備更新工事(入札日: 平成 23 年 10 月 6 日) 請求に対する公開公文書: 金入設計書		11/18	公開		水道 施設課
332	11/10	請求	・平成 23 年 10 月 7 日～11 月 9 日まで新規申請のあった理美容リスト、店名、住所、電話番号、店主、法人であれば会社名、住所、電話番号のリスト		11/17	公開		保健 衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
333	11/10	請求	宮崎市内で平成23年10月7日から平成23年11月9日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人であれば法人名及び代表者名) ・申請者住所、電話番号(法人のみ) ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		11/17	公開		保健衛生課
334	11/10	請求	(件名) 施術所・医療機関一覧(平成23年10月7日～平成23年11月9日) (内容) (1)店名(施術所・医療機関名称) (2)住所 (3)電話番号 (4)店主(開設者、法人の場合は会社名) (5)住所(法人) (6)電話番号(法人)		11/17	公開		保健総務課
335	11/10	申出	営業所住所: 宮崎市〇〇〇 屋号: 〇〇〇 上記店舗について、次の項目 ・申請者氏名 ・申請者住所		11/17	公開		保健衛生課
336	11/11	請求	平成7年度から平成11年度と平成16年度に去川小学校に本を寄贈した件に関する調査報告書		11/22	公開		教委・企画総務課
337	11/11	申出	①現地査定調書(〇〇〇) (平成2年3月1日受付 第1105号)		11/14	公開		用地管理課
338	11/11	申出	昭和63年度から平成3年度までの合名会社〇〇に係る土地家屋名寄帳(課税台帳)		11/18	公開		資産税課
339	11/14	申出	H23年9月1日からH23年10月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面 ※建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も必要 ただし、デジタルデータで管理されている場合は、そのデジタルデータの写しを希望します。		12/2	部分公開	第7条第2号	建築指導課
340	11/15	請求	高岡1号污水幹線(1工区)外下水道管布設工事の金額入り設計書		11/24	部分公開	第7条第2号	下水道整備課
341	11/16	請求	大瀬町坂根線舗装新設工事における「道路境界査定調書(写し)」		11/24	部分公開	第7条第2号	土木課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
342	11/17	申出	平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日届出分 宮崎市中高層建築物等に関する指導要綱第 4 条に基づく建築計画届出書 (要綱第 2 条第 1 項第 4 号に規定されている「指定建築物」の届出を除く)		11/25	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	建築指導課
343	11/17	請求	・宮崎市営住宅広瀬台団地 278 棟新築工事の内建築主体工事 ・宮崎市営住宅広瀬台団地 279 棟新築工事の内建築主体工事 ・宮崎市営住宅広瀬台団地 280 棟新築工事の内建築主体工事		11/22	公開		住宅課
344	11/18	申出	建築計画概要書(平成 23 年 4 月 1 日～直近のものまで)		11/30	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
345	11/18	申出	建築計画概要書 ERI 11039533 号(H23.11.1)		11/30	公開		建築指導課
346	11/21	請求	宮崎市内で平成 23 年 10 月 21 日から平成 23 年 11 月 20 日までに新規に飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項(臨時・仮設移動・自動車・自販機・実演販売及び廃業したものを除く)。 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・初期許可年月日		12/1	公開		保健衛生課
347	11/21	請求	平成 22 年度及び 23 年度の犬の捕獲抑留及び処分業務委託費に係る一切の文書(平成 23 年度分は現時点で存在するもの)		12/1	部分公開	第 7 条 第 4 号	保健衛生課
348	11/22	請求	宮崎市立広瀬北小学校急傾斜地崩壊対策工事の金額入り設計書		11/28	公開		教委・企画総務課
349	11/24	申出	道路境界査定願 昭和 51 年 6 月 28 日受付 第 391 号 宮崎市〇〇〇 添付図面(山城大塚線丈量図、新宮崎変電所用地丈量図)		11/25	公開		用地管理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
350	11/28	申出	宮崎市管轄の薬事法に基づく下記許可業者一覧 ※平成 23 年 12 月 2 日現在 ・一般販売業・特例販売業・店舗販売業 必要項目:許可業種、店舗名称、店舗所在地、 店舗電話番号、開設者名、休止情報 ※店舗販売業に関しては、上記必要項目に加えて、第 1 類医薬品の取扱いの有無、管理者資格、薬剤師の有無		12/6	公開		保健衛生課
351	11/30	申出	道路・境界立会申請書 平成 2 年 6 月 28 日受付 第 1-299 号		12/5	部分公開	第 7 条 第 2 号	用地管理課
352	12/1	請求	平成 22 年度及び 23 年度の犬の捕獲抑留及び処分業務委託費に係る予算執行伺い書等		12/13	部分公開	第 7 条 第 4 号	保健衛生課
353	12/2	申出	平成 23 年度生活保護法等における診療報酬明細書(レセプト)点検等業務委託の仕様書・契約書および契約金額		12/26	部分公開	第 7 条 第 3 号	社会福祉課
354	12/2	申出	平成 23 年度宮崎市国民健康保険レセプト単月点検業務委託仕様書 平成 23 年度宮崎市国民健康保険レセプト縦覧点検業務委託仕様書 平成 23 年度宮崎市国民健康保険レセプト単月点検業務委託契約書 平成 23 年度宮崎市国民健康保険レセプト縦覧点検業務委託契約書		12/12	公開		国保年金課
355	12/2	請求	宮崎市内で平成 23 年 11 月 10 日から平成 23 年 12 月 1 日までに新規で理美容営業許可を取得したものうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請書氏名(法人であれば法人名及び代表者名) ・申請者住所、電話番号(法人のみ) ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		12/13	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
356	12/2	請求	宮崎市内で平成23年11月10日から平成23年12月1日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人であれば法人名及び代表者名) ・申請者住所、電話番号(法人のみ) ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		12/13	公開		保健衛生課
357	12/2	請求	(件名) 施術所・医療機関一覧(平成23年11月10日～平成23年12月1日) (内容) (1)店名(施術所・医療機関名称) (2)住所 (3)電話番号 (4)店主(開設者、法人の場合は会社名) (5)住所(法人) (6)電話番号(法人)		12/15	公開		保健総務課
358	12/2	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成23年11月1日～平成23年11月30日		12/7	部分公開	第7条第2号	建築指導課
359	12/2	申出	建築計画概要書(平成23年4月1日～直近のものまで)		12/6	部分公開	第7条第2号	建築指導課
360	12/2	申出	建築計画概要書 BVJ-F11-10-0612(H23.11.10)		12/6	公開		建築指導課
361	12/5	申出	宮崎市内で平成23年11月1日から平成23年11月30日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・初期許可年月日 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		12/13	公開		保健衛生課
362	12/5	請求	高岡1号汚水幹線(2工区)外下水道管布設工事の金額入り設計書		12/15	部分公開	第7条第2号	下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
363	12/5	申出	宮崎市内で平成23年11月1日から平成23年11月30日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・申請者住所 ・申請者電話番号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・許可年月日 ・許可期間 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		12/13	公開		保健衛生課
364	12/5	請求	平成22年8月13日付け宮資第95号 部分公開決定通知に係る決裁文書		12/8	公開		資産税課
365	12/5	申出	【所在】宮崎市〇〇〇(住居)に係る建築確認台帳 確認申請時期:昭和31年~33年 建築主:〇〇〇(宮崎市〇〇〇)又は〇〇〇		12/7	非公開	不存在	建築指導課
366	12/6	請求	金入り設計書 ①浮田中継ポンプ場築造工事(土木)		12/16	公開		下水道施設課
367	12/8	申出	昭和31年建築物確認台帳の写し 建築主:〇〇〇		12/12	部分公開	第7条第3号	建築指導課
368	12/12	請求	社会福祉法人「〇〇〇」の平成19年度、20年度及び23年度の現況報告書の鏡、貸借対照表、資金収支計算書及び財産目録		12/21	部分公開	第7条第2号	福祉総務課
369	12/12	請求	社会福祉法人「〇〇〇」及び「〇〇〇」の直近2期分の財産目録、貸借対照表、資金収支計算書(内訳書)及び事業活動収支計算書(内訳書)並びに直近の事業報告書		12/19	公開		福祉総務課
370	12/12	申出	公開公文書件名:金入設計書及び最低制限価格 請求工事件名:下北方浄水場電気設備更新工事 請求に対する公開公文書:金入設計書 入札・開札調書(最低制限価格)		12/15	公開		水道施設課
371	12/13	請求	道路境界査定調書 平成13年1月12日受付 第4-193号 宮崎市〇〇〇他 測量図		12/14	公開		用地管理課
372	12/12	申出	建築計画概要書 S46.8.24 No.1517 S46.12.16 No.2652 S50.9.29 No.2315 S57.4.30 No.247		12/20	部分公開	第7条第2号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
373	12/12	申出	建築確認台帳の写し 【住所】宮崎市〇〇〇(S43年12月18日頃新築)		12/20	部分公開	第7条第3号	建築指導課
374	12/13	請求	1. 平成22年度及び23年度の「動物保管業務委託」に係る一切の文書(予算執行伺い書等も含む。平成23年度分は現時点で存在するもの) 2. 宮崎市が設置を計画していた動物保護施設に係る一切の文書		12/26	部分公開	第7条第2号及び第3号	保健衛生課
375	12/14	請求	社会福祉法人「〇〇〇」の平成23年度の現況報告書及び添付書類一式		12/21	部分公開	第7条第2号及び第3号	福祉総務課
376	12/15	請求	〇〇〇 決算資料(平成23年3月期)		12/22	公開		高岡・農林水産課
377	12/16	申出	建築計画概要書(平成23年4月1日～直近のものまで)		12/20	部分公開	第7条第2号	建築指導課
378	2/16	申出	建築計画概要書 宮崎市553号(H23.11.25)		12/20	部分公開	第7条第2号	建築指導課
379	12/19	請求	宮崎市社会福祉審議会名簿		12/22	公開		福祉総務課
380	12/26	申出	平成23年5月実施の量水器の入札結果		1/6	公開		契約課
381	1/4	請求	宮崎市内で平成23年12月2日から平成23年12月31日までに新規で理美容営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人であれば法人名及び代表者名) ・申請者住所、電話番号(法人のみ) ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		1/16	公開		保健衛生課
382	1/4	請求	宮崎市内で平成23年12月2日から平成23年12月31日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人であれば法人名及び代表者名) ・申請者住所、電話番号(法人のみ) ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		1/16	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
383	1/4	請求	(件名) 施術所・医療機関一覧(平成 23 年 12 月 2 日～平成 23 年 12 月 31 日) (内容) (1)名称 (2)所在地 (3)電話番号 (4)開設者(法人の場合には、法人名及び代表者) (5)開設者住所(法人) (6)開設者電話番号(法人)		1/16	公開		保健 総務課
384	1/4	請求	合流地区管渠改築工事(23-8)の金額入り設計書		1/5	部分公開	第 7 条 第 2 号	下水道 整備課
385	1/4	請求	第 260 号道路災害復旧工事(金入り設計書)		1/12	公開		道路 維持課
386	1/5	申出	宮崎市内で平成 23 年 12 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・初期許可年月日 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		1/16	公開		保健 衛生課
387	1/6	申出	建築計画概要書(平成 23 年 4 月 1 日～直近のものまで)		12/20	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
388	1/6	申出	建築計画概要書 宮崎市 621 号(H23.12.16)		12/20	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
389	1/6	申出	金入り設計書 ①大淀処理場重力濃縮槽(No.2)汚泥掻寄機改築更新工事		1/20	公開		下水道 施設課
390	1/6	申出	公開公文書件名:金入設計書 請求工事件名:下北方配水池中継ポンプ所建設工事のポンプ設備及び配管工事(入札日:平成 23 年 12 月 15 日) 請求に対する公開公文書:金入設計書		1/26	公開		水道 施設課
391	1/6	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成 23 年 12 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日		1/13	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
392	1/10	申出	宮崎市内で平成23年12月1日から平成23年12月31日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・申請者住所 ・申請者電話番号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・許可年月日 ・許可期間 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		1/16	公開		保健衛生課
393	1/10	申出	「〇〇〇」「〇〇〇」の旅館業法の営業許可に関する次の事項についての開示。 ・営業施設の名称および所在地 ・営業許可主体の名称(会社名・代表者名) ・営業者の住所 ・営業許可の日付 ・客室数		1/16	公開		保健衛生課
394	1/10	請求	宮崎市内で平成23年11月21日から平成23年12月31日までに新規に飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項(臨時・仮設移動・自動車・自販機・実演販売及び廃業したものを除く)。 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・初期許可年月日		1/24	公開		保健衛生課
395	1/13	請求	NPO 法自立生活支援宮崎「〇〇〇」の会の平成21年度事業報告書等 資料一式		1/16	公開		地域コミュニティ課
396	1/13	請求	2008年4月～2011年11月までに、宮崎市で郵送により請求された〇〇〇司法書士名による戸籍謄本・住民票職務上請求書、及び〇〇〇行政書士による職務上請求書		1/25	部分公開	第7条第2号及び第3号	市民課
397	1/16	申出	平成23年10月1日から平成23年12月31日までに飲食店営業の新規許可を取得したもののうち、次の事項。 ①営業所屋号 ②営業所住所 ③営業所電話番号 ④申請者氏名(または法人名) ⑤申請者住所(法人のみ) ⑥申請者電話番号(法人のみ) ⑦営業許可年月日 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		1/24	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
398	1/17	請求	・〇〇〇自治会の平成20年度～23年度宮崎市自治会補助金申請時に提出された予算書、決算書及び事業計画書並びに〇〇〇自治会の平成23年度宮崎市自治会補助金申請時に提出された予算書及び事業計画書		1/31	部分公開	第7条第2号	地域 コミュニティ課
399	1/18	請求	1. 社会福祉法人〇〇〇 2. 社会福祉法人〇〇〇 上記2法人の、平成21年度、平成22年度、平成23年度提出の現況報告書、貸借対照表、事業活動収支計算書もしくは正味財産増減計算書、財産目録 (孝慈会は平成22年度、23年度提出分)		1/25	部分公開	第7条第2号及び第3号	福祉 総務課
400	1/19	申出	平成23年10月1日から平成23年12月31日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		1/26	部分公開	第7条第2号	区画 整理課
401	1/19	請求	野島・小内海線林道開設工事に伴う立木の補償契約書		1/24	部分公開	第7条第2号	森林 水産課
402	1/19	申出	宮崎市内の医薬品販売業者名簿(平成24年1月25日現在) 提供事項:許可の種類、許可番号、開設者氏名、店舗名称、店舗所在地、有効期間開始日及び終了日		1/27	公開		保健 衛生課
403	1/20	申出	建築計画概要書(平成23年4月1日～直近のものまで)		1/24	部分公開	第7条第2号	建築 指導課
404	1/20	申出	建築計画概要書 〇〇〇 KJH-11-03408-1 H23.12.26 〇〇〇 ERI11046907 H23.12.26		1/24	部分公開	第7条第2号	建築 指導課
405	1/24	請求	宮崎商工会議所への職員の派遣に係る協定書		2/1	公開		人事課
406	1/25	請求	市営住宅広瀬台団地自治会との宮崎市営住宅駐車場管理付随業務委託契約書		2/1	部分公開	第7条第2号	住宅課
407	1/25	請求	宮崎市内で平成23年1月1日から平成23年12月31日までに新規に飲食店営業許可を取得したものと及び廃業申請したもののうち、次の事項 ・新規許可件数 ただし、臨時、仮設移動、自動車、自販機、実演販売を除く。 ・廃業申請件数 ただし、仮設移動、自動車、自販機、実演販売を除く。		2/7	公開		保健 衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
408	1/26	請求	宮崎市内で平成24年1月1日から平成24年1月25日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人であれば法人名及び代表者名) ・申請者住所、電話番号(法人のみ) ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		2/6	公開		保健衛生課
409	1/26	請求	理美容リスト 宮崎市内で平成24年1月1日から1月25日までに新規申請のあったリスト ・店名 ・住所 ・電話番号 ・申請者氏名、法人であれば住所、電話番号 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		2/6	公開		保健衛生課
410	1/26	申出	建築計画概要書 市555号(H9.7.14)		1/3	部分公開	第7条第2号	建築指導課
411	1/26	請求	宮崎市役所第二庁舎旧館部自家発電機設置工事及び 宮崎市赤江地域センター自家発電機設置工事に係る ・金入り設計書		2/3	公開		管財課
412	1/26	請求	(仮称)宮崎市青島パークゴルフ場整備工事の内電気設備工事 宮崎市総合体育館非常用発電機装置更新工事		1/31	公開		文化スポーツ課
413	1/26	請求	宮崎市立田野病院太陽光発電設備設置工事に係る設計書(金額入り)		2/3	公開		総務医事課
414	1/26	請求	宮崎市営住宅広瀬台団地279棟新築工事の内電気設備工事設計書		2/6	公開		住宅課
415	1/26	請求	川原通線(吾妻工区)道路改良工事(但し道路照明設置工)の金入り設計書		1/27	公開		市街地整備課
416	1/26	請求	平成22年度東部第二土地区画整理事業宮崎駅東通線照明灯設置工事(1工区)		2/3	公開		区画整理課
417	1/26	請求	宮崎市立穆佐小学校屋内運動場改修工事の内電気設備工事の金入り設計書 宮崎市立大淀小学校外13校地上デジタルテレビ対応工事の金入り設計書 宮崎市立赤江東中学校外10校地上デジタルテレビ対応工事の金入り設計書		2/3	公開		教委・企画総務課
418	1/26	請求	高岡地区図書館整備工事の内電気設備工事の金入り設計書		2/2	公開		生涯学習課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
419	1/26	請求	宮崎市中央学校給食センター空調設備設置工事の内電気設備工事設計書(単価入り)		1/3	公開		保健給食課
420	1/26	請求	金入り設計書 ①今坂団地マンホールポンプ場電気機械設備工事 ②鳴ノ口1号マンホールポンプ場電気機械設備工事 ③上田島2号マンホールポンプ場電気機械設備工事 ④上田島3号マンホールポンプ場電気機械設備工事 ⑤上田島1号マンホールポンプ場電気機械設備工事		2/2	公開		下水道施設課
421	1/27	請求	平成22年6月10日市営住宅排水縦管の工事の際個人情報データ漏洩が業者より届け出有った件 行政対応について詳細を公開請求します。			取り下げ		料金課
422	1/30	請求	宮崎市国民健康保険 集団健診後の特定保健指導[積極的支援]について		2/2	公開		国保年金課
423	1/30	請求	(〇〇〇にかかる)行政財産目的外使用許可証(平成12年度及び23年度分)		2/1	公開		都市計画課
424	1/30	請求	佐土原理立処理場法面崩落復旧工事(その4)		2/3	公開		廃棄物対策課
425	1/30	請求	原ノ前5号線外2線道路舗装工事(金入り設計書)		2/8	公開		道路維持課
426	1/31	請求	〇〇〇自治公民館建設に関する補助金申請書 予算が分かる資料 自治公民館の所在地と面積(建築規模)、建設年月日		2/14	非公開	不存在	地域コミュニティ課
427	1/31	請求	・〇〇〇自治会及び〇〇〇自治会に係る「平成23年度自治会長(区長)及び世帯数届」並びに平成19年度から平成23年度までの自治会補助金申請時に提出のあった決算書		2/14	部分公開	第7条第2号	地域コミュニティ課
428	2/1	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成24年1月1日～平成24年1月31日		2/7	部分公開	第7条第2号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
429	2/1	請求	宮崎市内で営業許可を取得しているものうち、次の事項。(平成24年1月31日現在) 申請者住所、申請者氏名(法人の場合は代表者氏名)、申請者電話番号、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、初期許可年月日 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く		2/13	公開		保健衛生課
430	2/1	申出	宮崎市内で平成24年1月1日から平成24年1月31日までに新規で飲食店営業許可を取得したものうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・初期許可年月日 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		2/13	公開		保健衛生課
431	2/1	申出	宮崎市内で平成24年1月1日から平成24年1月31日までに新規で飲食店営業許可を取得したものうち、次の事項。 ・屋号 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・申請者住所 ・申請者電話番号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・許可年月日 ・許可期間 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		2/13	公開		保健衛生課
432	2/3	請求	建築計画概要書 500㎡以上 平成23年4月1日～直近まで		2/7	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
433	2/3	申出	建築計画概要書(平成23年4月1日～直近のものまで)		2/7	部分公開	第7条 第2号	建築指導課
434	2/6	請求	平成19年1月1日～平成24年2月2日までに新規確認を受けた理美容所の次の事項。 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・申請者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、申請者名(又は法人名)		2/14	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
435	2/6	請求	月見ヶ丘団地排水対策整備工事における交通誘導員数算出書		2/16	公開		道路維持課
436	2/6	請求	大塚台団地排水対策整備工事における金入設計書及び交通誘導員数算出書		2/16	公開		道路維持課
437	2/6	申出	平成23年11月1日から平成24年1月31日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住所新築届及び住居表示台帳		2/14	部分公開	第7条第2号	区画整理課
438	2/6	請求	宮崎市内で平成24年1月1日から平成24年1月31日までに新規に飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項(臨時・仮設移動・自動車・自販機・実演販売及び廃業したものを除く)。 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・初期許可年月日		2/13	公開		保健衛生課
439	2/7	請求	平成20年8月8日付宮開指令第8号5で許可した都市計画法第29条の許可申請に添付されている資料		2/9	部分公開	第7条第2号	開発指導課
440	2/8	請求	議員提出議案第18号〇〇〇議員辞職勧告決議案及び別紙平成23年10月3日決議書		2/13	部分公開	第7条第2号	議会・総務課
441	2/8	請求	・福祉戸籍サーバー機器等賃貸借(2012年1月18日入札) ・福祉戸籍端末機器等賃貸借(2012年1月18日入札) ・ネットワークプリンタ機器等賃貸借(2012年1月18日入札) ・ネットワーク機器等賃貸借(センター)(2012年1月31日入札) ・ネットワーク機器等賃貸借(大淀・大塚・生目台地区)(2012年1月31日入札) ・ネットワーク機器等賃貸借(木花・青島地区)(2012年1月31日入札) ・ネットワーク機器等賃貸借(田野・高岡地区)(2012年1月31日入札) 上記入札の結果と各社の入札金額		2/10	公開		契約課
442	2/8	請求	金入り設計書 仲町マンホールポンプ場機械電気設備工事		2/17	公開		下水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
443	2/8	請求	社会福祉法人〇〇〇 現況報告書(平成 22、23 年度分)		2/14	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 3 号	福祉 総務課
444	2/10	申出	「〇〇〇」の旅館業法の営業許可に関する次の事項についての開示。 ・営業施設の名称および所在地 ・営業許可主体の名称(会社名・代表者名) ・営業者の住所 ・営業許可の日付 ・客室数		2/15	公開		保健 衛生課
445	2/10	申出	平成 22 年 7 月 6 日以降の字界変更にかかる告示文書		2/16	公開		農村 整備課
446	2/7	申出	ばい煙発生施設設置届 届出済み工場及び事業所一覧 ・工場又は事業所の名称 ・所在地 ・施設の種類 ・設置年月日 ・煙突の高さ		2/16	公開		環境 保全課
447	2/10	請求	建築計画概要書 1. No.730(平成 12 年 9 月 20 日) 2. No.7(平成 21 年 4 月 3 日)		2/14	公開		建築 指導課
448	2/13	請求	1. 平成 23 年度 〇〇〇運営協議会総会資料 2. 〇〇〇運営協議会設置要綱		2/24	公開		商業 労政課
449	2/13	請求	・〇〇〇自治会の「地縁による団体」認可申請書における規約、総会議事録、保有資産目録、保有予定資産目録及び区域図		2/17	部分公開	第 7 条 第 2 号	地域 コミュニティ課
450	2/13	請求	建築計画概要書 平成 23 年 1 月 1 日 ~ 平成 23 年 3 月 31 日まで		2/17	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築 指導課
451	2/14	申出	道路境界査定願 昭和 59 年 2 月 8 日受付 第 2-482 号		2/16	部分公開	第 7 条 第 2 号	用地 管理課
452	2/15	請求	平成 23 年 9 月 28 日政務調査費不正支出(宮崎市議会) 〇〇〇議員に係る辞職勧告(七会派)の代表者会議会議録及び起案文書並びに宮崎市議会会派一覧表と代表者会非公開に係る先例		2/20	部分公開	第 7 条 第 5 号	議会・ 総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
453	2/15	請求	(〇〇〇建設に係る)行政財産目的外使用許可証		2/16	公開		都市計画課
454	2/15	請求	社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇の決算書類(平成22年度、平成21年度)		2/23	部分公開	第7条第2号	福祉総務課
455	2/16	請求	宮崎市内に於いて平成23年4月1日から平成24年1月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行業法、旅館業法および公衆浴場法に基づく開設届出等のあったもの又は営業許可等を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		3/1	公開		保健衛生課
456	2/17	申出	建築計画概要書 〇〇〇(株) ERI12003247 H24.2.9		2/20	部分公開	第7条第2号	建築指導課
457	2/17	申出	建築計画概要書(平成23年4月1日～直近のものまで)		2/20	部分公開	第7条第2号	建築指導課
458	2/17	申出	建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物の解体工事の届出 平成24年1月1日～平成24年2月15日		2/23	部分公開	第7条第2号	建築指導課
459	2/20	請求	平成23年度 下北方松橋線外31線草刈業務委託		2/27	部分公開	第7条第6号	道路維持課
460	2/20	請求	平成23年度 学園通線外61線街路樹維持管理業務委託		2/27	部分公開	第7条第6号	道路維持課
461	2/21	請求	平成23年度市営住宅駐車場管理付随業務委託報告書		3/1	部分公開	第7条第2号	住宅課
462	2/21	申出	平成23年10月1日から平成23年12月31日届出分 宮崎市中高層建築物等に関する指導要綱第4条に基づく建築計画届出書 (要綱第2条第1項第4号に規定されている「指定建築物」の届出を除く)		3/2	部分公開	第7条第2号及び第3号	建築指導課
463	2/21	請求	理美容リスト 宮崎市内で平成24年1月26日から2月20日までに新規申請のあったリスト ・店名 ・住所 ・電話番号 ・申請者氏名、法人であれば住所、電話番号のリスト		3/1	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
464	2/21	請求	宮崎市内で平成24年1月26日から平成24年2月20日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人であれば法人名及び代表者名) ・申請者住所、電話番号(法人のみ) ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		3/1	公開		保健衛生課
465	2/21	請求	富吉浄水場台風14号災害復旧浸水防止機能保全施設設置工事(その1)、(その2)、(その3)、(その4) 公開公文書件名: 入札公告資料一式(図面、数量表、仕様書等)		2/27	部分公開	第7条第2号及び第3号	浄水課
466	2/22	請求	平成23年度の小中学校の黒板購入に関する入札等結果について		2/23	公開		契約課
467	2/23	申出	動物取扱業登録台帳 宮崎市に登録されている動物取扱業者の台帳データ 平成23年2月23日付で登録されている情報<必要とする項目> 1. 施設(事業者)名 2. 施設(事業者)の住所 4. 登録番号 5. 取扱業区分(販売、保管、貸出、訓練、展示)		2/29	公開		保健衛生課
468	2/23	請求	平成16年10月13日受付第16-254号 宮崎市〇〇〇に関する境界確認申請書に関する書類一式		2/28	部分公開	第7条第2号	用地管理課
469	2/23	請求	野島・小内海線林道開設工事に伴う補償契約書関係の証憑書		3/8	部分公開	第7条第2号	森林水産課
470	2/24	申出	宮崎市が〇〇〇の地図訂正申し出を宮崎地方務局に行った際、修正申出前に宮崎県から宮崎市に対し、当該地は里道であるから修正申し出はしないように求めた旨の全ての公文書		3/7	非公開	不存在	田野・農林水産課
471	2/27	請求	平成23年度みやざき歴史文化館企画展「明治生まれの宮崎人」 ・〇〇〇氏に関する出品目録及び収蔵品目録		3/1	公開		文化財課
472	2/28	請求	宮崎処理場外造園管理業務委託 金入り設計書		3/5	部分公開	第7条第6号	下水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
473	2/28	請求	大淀処理場外造園管理業務委託 金入り設計書		3/5	部分公開	第7条 第6号	下水道 施設課
474	2/28	請求	生目古墳群史跡公園管理業務委託の金入り設計書		3/8	部分公開	第7条 第6号	公園 緑地課
475	2/28	請求	都市公園等管理業務委託(大塚台公園外)の金入り設計書		3/1	部分公開	第7条 第6号	公園 緑地課
476	2/28	請求	都市公園等管理業務委託(出水口公園外)の金入り設計書		3/1	部分公開	第7条 第6号	公園 緑地課
477	2/28	請求	大淀川市民緑地管理業務委託(親水公園)の金入り設計書		3/1	部分公開	第7条 第6号	公園 緑地課
478	2/28	請求	平成23年度 下江上畑線外18線草刈業務委託		3/2	部分公開	第7条 第6号	道路 維持課
479	2/28	請求	平成23年度 大塚台4号線外6線草刈業務委託		3/2	部分公開	第7条 第6号	道路 維持課
480	2/28	申出	平成19年度以降、請求日までの間、電力会社(主要10社)、その子会社(関係部局の認識の限りで構わない)、電気事業者連合会など関連団体からの財物の交付(金銭・建造物・物品などの寄付。電力会社の株式と社債を除き、対価性のないものに限る)について、庁内及び先方との協議・打ち合せなどの会議の開催状況、内容が分かるもの(職員のメモ及び備忘録を含む)、配布資料、先方が財物を提供した時期と金額及び名目、実際に財物を受領した時期と金額及び名目が分かるもの。また、電力会社の株式及び社債の保有状況(購入・売却の経緯も分かるもの)、配当及び償還の時期と金額が分かるもの。ただし、それぞれ、文書が膨大(目安は300頁)になる場合はその概要が分かるもの。		3/12	非公開	不存在	水道・ 総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
481	2/28	申出	平成 19 年度以降、請求日までの間、電力会社（主要 10 社）、その子会社（関係部局の認識の限りで構わない）、電気事業者連合会など関連団体からの財物の交付（金銭・建造物・物品などの寄付。電力会社の株式と社債を除き、対価性のないものに限る）について、庁内及び先方との協議・打ち合せなどの会議の開催状況、内容が分かるもの（職員のメモ及び備忘録を含む）、配布資料、先方が財物を提供した時期と金額及び名目、実際に財物を受領した時期と金額及び名目が分かるもの。また、電力会社の株式及び社債の保有状況（購入・売却の経緯も分かるもの）、配当及び償還の時期と金額が分かるもの。ただし、それぞれ、文書が膨大（目安は 300 頁）になる場合はその概要が分かるもの。		3/1	非公開	不存在	農業委員会事務局
482	2/28	申出	平成 19 年度以降、請求日までの間、電力会社（主要 10 社）、その子会社（関係部局の認識の限りで構わない）、電気事業者連合会など関連団体からの財物の交付（金銭・建造物・物品などの寄付。電力会社の株式と社債を除き、対価性のないものに限る）について、庁内及び先方との協議・打ち合せなどの会議の開催状況、内容が分かるもの（職員のメモ及び備忘録を含む）、配布資料、先方が財物を提供した時期と金額及び名目、実際に財物を受領した時期と金額及び名目が分かるもの。また、電力会社の株式及び社債の保有状況（購入・売却の経緯も分かるもの）、配当及び償還の時期と金額が分かるもの。ただし、それぞれ、文書が膨大（目安は 300 頁）になる場合はその概要が分かるもの。		3/6	公開		管財課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
483	2/28	申出	平成 19 年度以降、請求日までの間、電力会社（主要 10 社）、その子会社(関係部局の認識の限りで構わない)、電気事業者連合会など関連団体からの財物の交付(金銭・建造物・物品などの寄付。電力会社の株式と社債を除き、対価性のないものに限る)について、庁内及び先方との協議・打ち合せなどの会議の開催状況、内容が分かるもの(職員のメモ及び備忘録を含む)、配布資料、先方が財物を提供した時期と金額及び名目、実際に財物を受領した時期と金額及び名目が分かるもの。また、電力会社の株式及び社債の保有状況(購入・売却の経緯も分かるもの)、配当及び償還の時期と金額が分かるもの。ただし、それぞれ、文書が膨大(目安は 300 頁)になる場合はその概要が分かるもの。		3/6	公開		教委・企画総務課
484	2/28	請求	社会福祉法人〇〇〇 過去 3 年間の計算書類、直近の事業報告書		3/7	部分公開	第 7 条第 2 号	福祉総務課
485	2/28	請求	・〇〇〇自治会の平成 23 年度自治会補助金申請に係る提出書類一式(世帯数確認用の区費徴収簿を除く)		3/13	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 3 号	地域コミュニティ課
486	2/29	請求	平成 23 年度 錦町通線外 36 線街路樹維持管理業務委託		3/2	部分公開	第 7 条第 6 号	道路維持課
487	2/29	請求	橘公園管理業務委託の金入り設計書		3/8	部分公開	第 7 条第 6 号	公園緑地課
488	2/29	請求	生目古墳群史跡公園管理業務委託の金入り設計書		3/8	部分公開	第 7 条第 6 号	公園緑地課
489	2/29	請求	都市公園等管理業務委託(平原公園外)の金入り設計書		3/8	部分公開	第 7 条第 6 号	公園緑地課
490	2/29	請求	都市公園等管理業務委託(郡司分公園外)の金入り設計書		3/8	部分公開	第 7 条第 6 号	公園緑地課
491	2/29	請求	宮崎市内で平成 24 年 2 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までに新規に飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項(臨時・仮設移動・自動車・自販機・実演販売及び廃業したものを除く)。 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名)・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・初期許可年月日		3/8	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
492	3/1	請求	・成枝岩瀬線道路改良工事(23-2 工区舗装工)の金額入り工事設計書		3/13	公開		佐土原・建設課
493	3/1	請求	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建物解体工事の届出 平成 24 年 2 月 1 日～平成 24 年 2 月 29 日		3/12	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
494	3/2	請求	都市公園等管理業務委託(垂水公園外)の金入り設計書		3/8	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園緑地課
495	3/2	請求	大淀川市民緑地管理業務委託(桜堤)の金入り設計書		3/8	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園緑地課
496	3/2	請求	1. ○○○運営協議会の土地使用料に関する市商振連からの請求書、および同協議会の支出がわかる資料		3/7	公開		商業労政課
497	3/5	申出	宮崎市内で平成 24 年 2 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・申請者氏名(法人の場合は代表者名) ・申請者住所 ・申請者電話番号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・指令番号 ・許可年月日 ・許可期間 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		2/13	公開		保健衛生課
498	3/5	申出	(株) ○○○(○○○)が経営する「○○○」(宮崎市○○○)に関する次の事項についての開示。 ・営業施設の名称および所在地 ・営業許可主体者の名称(会社名・代表者名) ・営業者の住所 ・営業許可の日付 ・客室数		3/9	公開		保健衛生課
499	3/5	申出	宮崎市内で平成 24 年 2 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・初期許可年月日 ・細分業種 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		3/8	公開		保健衛生課
500	3/5	申出	建築計画概要書(平成 23 年 4 月 1 日～直近のものまで)		3/7	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
501	3/6	請求	平成 15 年度の NPO 法人○○○の決算書		3/7	公開		地域コミュニティ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
502	3/6	申出	平成 24 年 3 月実施の量水器の入札結果		3/9	公開		契約課
503	3/7	請求	境界立会申請書(宮崎市〇〇〇) 平成 20 年 12 月 22 日受付 第 14-649 号 平成 19 年 8 月 31 日受付 第 47-312 号 道路境界立会申請書(宮崎市〇〇〇) 平成 19 年 4 月 2 日受付 第 47-3 号 境界確認申請書(宮崎市〇〇〇) 平成 19 年 4 月 2 日受付 第 48-2 号		3/9	部分公開	第 7 条 第 2 号	用地 管理課
504	3/8	申出	清武町域水道施設外監視システム更新工事に係る公募型プロポーザル総合評価点数表 (優先交渉権者名および全参加事業者評価点数)		3/12	部分公開	第 7 条 第 3 号	水道 施設課
505	3/9	請求	高岡地域自治区地域協議会議事録 (平成 23 年 1 月～平成 24 年 1 月開催分)		3/13	公開		高岡・ 地域 総務課
506	3/12	請求	平成 22 年 5 月 24 日受付第 1-122 号 宮崎市〇〇〇に関する境界立会申請書		3/16	部分公開	第 7 条 第 2 号	用地 管理課
507	3/12	申出	動物取扱業登録台帳 宮崎市に登録されている動物取扱業者の台帳データ 平成 23 年 3 月 13 日付で登録されている情報 <必要とする項目> 1. 施設(事業者)名 2. 施設(事業者)の住所 4. 登録番号 5. 取扱業区分(販売、保管、貸出、訓練、展示) 6. 登録年月日(有効年月日) 7. 電話番号 8. 主として取扱う動物の種類及び数		3/22	公開		保健 衛生課
508	3/12	申出	動物取扱業登録簿 (H24.3.13 現在)		3/22	公開		保健 衛生課
509	3/13	請求	〇〇〇自治公民館建設費補助金 ・現在の補助金の%が示された書類 (補助金交付要綱:新築、改築、土地の補助) ・堤内が上記の補助金等を利用していないことがわかるもの		3/27	非公開	不存在	地域 コミュニティ課
510	3/14	申出	教育委員会管理施設の高圧(電気料金計算内訳書)12ヶ月分(2011年2月～2012年1月) ○料金、使用量、月の契約電力が分かればよい		3/26	公開		教委・ 企画 総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
511	3/14	申出	管財課所管施設の高圧(電気料金計算内訳書)12ヶ月分(平成23年2月～平成24年1月)料金、使用量、月の契約電力が分かればよい		3/27	公開		管財課
512	3/16	申出	境界立会申請書 宮崎市〇〇〇 (第3-205号 平成10年7月9日 受付)		3/19	部分公開	第7条 第2号	用地 管理課
513	3/16	申出	建築計画概要書 No.1426(平成10年12月17日)		3/19	部分公開	第7条 第2号	建築 指導課
514	3/19	申出	建築計画概要書(平成23年4月1日～直近のものまで)		3/22	部分公開	第7条 第2号	建築 指導課
515	3/19	請求	跡江柏原線道路改良工事(8工区)但し橋脚工の金入り設計書		3/23	公開		土木課
516	3/19	請求	大丸橋橋梁整備工事(1工区)但し橋台工の金入り設計書		3/23	公開		土木課
517	3/19	申出	道路境界査定願 宮崎市〇〇〇 (第1-566号 昭和60年2月4日 受付)		3/22	部分公開	第7条 第2号	用地 管理課
518	3/19	申出	清武町域水道施設外監視システム更新工事に係る公募型プロポーザル総合評価点数表(優先交渉権者名および全参加事業者評価点数)		3/22	部分公開	第7条 第3号	水道 施設課
519	3/21	申出	宮崎市〇〇〇の土地に係る字図 (昭和56年及び57年当時)		3/30	公開		資産税課
520	3/21	請求	平成22年11月30日付宮開指令第29号4にて許可している開発行為の許可申請書類一式		4/5	部分公開	第7条 第2号 及び 第3号	開発 指導課
521	3/23	申出	宮崎市内で平成23年11月1日から平成24年2月29日までに新規で飲食店営業の許可を取得したものうち、次の事項。 【項目】・屋号 ・申請者氏名 ・初期許可日 ・細分業種 ・営業所電話番号 ・営業所所在地 ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		3/28	公開		保健 衛生課
522	3/26	申出	宮崎市道路台帳図 所在地 宮崎市〇〇〇 ①昭和57年度3月及び②58年度並に③59年度3月附近 ④平成2年度3月		3/30	公開		道路 維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
523	3/22	申出	昭和 43 年 宮崎市空中写真(C5-18) 昭和 45 年 宮崎市都市計画図(67-23・29)		4/2	公開		都市計画課
524	3/27	申出	宮崎市居住時における本人の予防接種記録台帳 期間:昭和 30 年から昭和 40 年の間		4/6	非公開	不存在	健康増進課
525	3/27	請求	下記文書に係る書面及び登記簿謄本(写) ①宮崎市〇〇〇 土地の沿革(H20.1.26 都市再開発法による権利の変換) ②上記文書(資産税課)保存されている宮崎法務局登記簿謄本(文書作成に活用されているもの全部)		3/30	公開		資産税課
526	3/28	請求	〇〇〇 旅館業営業許可証記載事項			取り下げ		保健衛生課
527	3/29	請求	理美容リスト 宮崎市内で平成 24 年 2 月 21 日から 3 月 28 日までに新規申請のあったリスト ・店名 ・住所 ・電話番号 ・申請者氏名、法人であれば住所、電話番号のリスト		4/10	公開		保健衛生課
528	3/29	請求	宮崎市内で平成 24 年 2 月 21 日から平成 24 年 3 月 28 日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の事項。 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人であれば法人名及び代表者名) ・申請者住所、電話番号(法人のみ) ただし、臨時営業、仮設移動、自動車、自動販売機、実演販売及び廃業したものを除く。		4/10	公開		保健衛生課
529	3/29	申出	昭和 56 年 宮崎市現況図(90-77、90-78)		4/4	公開		都市計画課

2 個人情報保護開示請求の内容と処理状況（平成23年度）

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
1	4/26	開示	住民票交付請求書 H21.9.17～H21.12.31 請求分		5/9	不開示	不存在	市民課
2	6/8	開示	宮崎市〇〇〇の家屋調査表 (滅失家屋含む〇棟分)		6/13	開示		資産税課
3	6/10	開示	平成22年9月以降の印鑑登録証明書の発行状況及び申請書類 印鑑登録証明書交付請求書		6/17	開示		生日地域センター
4	6/10	開示	〇〇〇〇様に係る診療報酬明細書の開示の件 宮崎市が保管している、 〇〇病院・・・平成19年1月分レセプト(外来) △△病院・・・平成19年7月分レセプト(外来) □□病院・・・平成19年9月分レセプト(外来) □□病院・・・平成23年3月分レセプト(外来)		6/23	開示		国保年金課
5	7/15	開示	平成23年7月7日付け要介護認定に係る〇〇〇〇様の主治医意見書 (主治医氏名及び所属機関が特定される部分を除く)、認定調査票(概況調査及び特記事項を含み、調査員が特定される部分を除く)		7/22	部分開示	第15条第3号	介護保険課
6	8/24	開示	社会福祉法人〇〇〇側に出した「〇〇〇〇」の同意書の全ての写し		8/29	部分開示	第15条第6号	介護保険課
7	9/15	開示	〇〇〇〇、△△△△について、平成23年6月1日から平成23年9月14日の間に請求された、住民票、戸籍附票の交付請求書		9/22	開示		市民課
8	9/21	開示	平成23年3月22日(火)〇〇〇〇氏の救急搬送に係る「救急活動報告書」及び「傷病者收容書」		10/4	部分開示	第15条第6号	北消防署
9	9/29	開示	医療相談受付票・医療相談窓口業務日誌		10/13	部分開示	第15条第6号	保健総務課

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
10	9/29	開示	〇〇〇〇(昭和〇年〇月〇日生)の世帯の生活保護にかかる次の文書を含む一切の記録。 すなわち面接記録票、保護決定通知書、生活指導記録票、ケース記録票、並びに生活保護法第 29 条の規定による調査の嘱託を行った際の調査依頼書及び回答書。		10/12	部分開示	第 15 条 第 2 号 及び 第 3 号 及び 第 6 号	社会福祉課
11	10/6	開示	〇〇〇〇(昭和〇年〇月〇日生)の世帯の生活保護にかかる次の文書を含む一切の記録。すなわち面接記録票、保護決定通知書、生活指導記録票、ケース記録票、並びに生活保護法第 29 条の規定による調査の嘱託を行った際の調査依頼書及び回答書。		10/20	部分開示	第 15 条 第 2 号 及び 第 3 号 及び 第 6 号	社会福祉課
12	10/11	開示	平成 19 年の農地法第 4 条か 5 条許可申請書および添付書類等一切～私道通行承諾書の有無等				取り下げ	農業委員会
13	10/11	開示	平成 13 年申請の農地法第 3 条許可申請書および添付書類一切(譲受人〇〇、譲渡人〇〇)				取り下げ	農業委員会
14	10/11	開示	・平成 15 年 11 月申請の農地法第 3 条許可申請書および添付書類一切(譲受任〇〇、譲渡人〇〇外) ・〇〇〇〇の農家の資格を証する書面		10/24	部分開示	第 15 条 第 6 号	農業委員会
15	10/14	開示	住所異動に関する一切の書類		10/25	開示		清武・市民生活課
16	10/20	開示	母、〇〇〇〇の印鑑登録に関するすべての書類		10/26	開示		市民課
17	10/27	開示	大瀬町坂根線舗装新設工事における同意書		11/8	不開示	不存在	土木課
18	11/11	開示	昭和 63 年度から平成 3 年度までの〇〇氏に係る土地家屋名寄帳(課税台帳)		11/18	部分開示	不存在	資産税課
19	11/15	開示	平成 23 年 4 月 22 日(金)、平成 23 年 6 月 22 日(水)、宮崎市〇〇〇の自損事故に係る救急活動報告書		11/24	部分開示	第 15 条 第 3 号	南消防署

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
20	11/17	開示	平成 23 年分 住民基本台帳カード交付・再交付申請書 回答書 代筆申立書		11/21	開示		市民課
21	11/25	開示	平成 18 年度～平成 23 年度 故〇〇〇〇様の要介護認定に関する認定 情報及び主治医意見書 (主治医意見氏名及び所属機関が特定され る部分を除く)		11/30	部分 開示	第 15 条 第 3 号	介護保険課
22	11/25	開示	〇〇〇〇の生活保護申請に係る面接記録 票を含む一切の書類		12/12	部分 開示	第 15 条 第 2 号 及び 第 3 号 及び 第 6 号	社会福祉課
23	12/6	開示	・ケース記録票 ・前回申請分で、不開示となった文書名		12/20	部分 開示	第 15 条 第 2 号 及び 第 6 号	社会福祉課
24	12/14	開示	平成 14 年 12 月 27 日 (故)父〇〇(納税管理 人〇〇)に係る平成 2 年に重複課税につき 〇〇に還付したことを証明された証明願の (写)		12/16	開示		納税管理課
25	1/20	開示	平成 21 年 8 月 6 日に実施した完了検査申 請書類等一式		1/23	部分 開示	第 15 条 第 6 号	建築指導課
26	1/25	開示	平成 23 年 6 月移行の〇〇氏の印鑑登録に 関する書類		1/25	開示		市民課
27	1/26	開示	①亡父〇〇〇〇の住基カード・市民カード・ 印鑑登録証の発行の履歴の全て ②亡父〇〇〇〇の住民票・印鑑証明の発 行の履歴の全て		2/7	部分 開示	不存在	市民課
28	1/31	開示	平成 24 年 1 月 24 日付け要介護認定に係る 〇〇〇〇様の要介護認定に関する主治医 意見書、認定情報、認定調査票、認定調査 連絡票		2/7	部分 開示	第 15 条 第 3 号	介護保険課

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
29	1/31	開示	直近の審査会の様子を録音した MD、及びその内容を書き起こした議事録				取り下げ	介護保険課
30	2/6	開示	平成 23 年 10 月 21 日に建設部長室にて録音した内容の全て		2/16	開示		土木課
31	1/27	開示	1. 個人情報特記事項第 10 に基く報告書 2. 検針・事故調査等業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に関する指導について(伺い文)		2/9	開示		上下水道局 管理部料金課
32	2/29	開示	平成 23 年 10 月 18 日の請求書(本人)の住民票写しの交付請求書、及び添付書類		3/5	開示		市民課
33	3/15	開示	〇〇〇〇様に係る診療報酬明細書の開示の件 宮崎市が保管している 医療法人 〇〇会 〇〇医院 平成 24 年 1 月分レセプト		3/29	開示		国保年金課
34	3/22	開示	平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 21 日までの請求者(本人)の印鑑登録証明書の交付請求書		3/27	開示		市民課

3 情報公開関係例規

(1) 宮崎市情報公開条例

平成14年3月29日
条例第3号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第76号
平成19年3月23日条例第3号 平成21年12月25日条例第53号
宮崎市情報公開条例（平成10年条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、広く市政に関する知る権利を尊重するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- (3) 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（公開を請求するものの責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公開を請求できるもの）

第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る

公文書に限る。)の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方

公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公文書の存否に関する情報）

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する措置）

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

第11条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して60日以内の日までに限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、前2項に規定する期間に算入しない。

（公開決定等の期限の特例）

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に

掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限
(理由の記載等)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき、又は同条第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、同項の決定をした日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を公開できることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示については、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）によるものとし、この条例は、適用しない。

（手数料等）

第17条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 第15条本文の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審査会への諮問）

第18条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問しなければならない。

（1）不服申立てが不適法であり、却下するとき。

（2） 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第19条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）不服申立人及び参加人

（2） 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（3） 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

（1） 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

（2） 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第21条 第18条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べるができる。
- 3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第23条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第24条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

- 2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第26条 第18条の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第28条 第21条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(任意的公開)

第29条 実施機関は、第5条に規定するもの以外のものから公文書の公開の申出があったときは、これに応じるよう努めるものとする。

(公文書の管理)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(情報の提供)

第31条 本市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供、助言その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(施行の状況の公表)

第32条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第33条 本市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する情報の公開が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、改正前の宮崎市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 実施機関は、旧条例の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4

月 1 日) 前に作成し、又は取得した公文書について、第 5 条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第 6 条の規定による公文書の公開の請求は、新条例第 6 条の規定による公開請求とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第 13 条に規定する不服申立ては、新条例第 18 条に規定する不服申立てとみなす。

6 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。

7 旧条例第 14 条第 1 項の規定により置かれた宮崎市情報公開審査会は、新条例第 21 条第 1 項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

8 この条例の規定は、佐土原町、田野町及び高岡町(以下「3 町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前の 3 町の実施機関の職員が、平成 15 年 3 月 31 日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

9 実施機関は、前項の公文書について、第 5 条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

10 編入日前に、佐土原町情報公開条例(平成 14 年佐土原町条例第 14 号)及び田野町情報公開条例(平成 14 年田野町条例第 34 号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

11 この条例の規定は、清武町の編入の日前の同町の実施機関の職員が、平成 15 年 3 月 31 日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

12 実施機関は、前項の公文書について、第 5 条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

13 清武町の編入の日前に、清武町情報公開条例(平成 14 年清武町条例第 24 号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成 16 年 12 月 20 日条例第 34 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 20 日条例第 76 号)

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 23 日条例第 3 号)

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 25 日条例第 53 号)

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

(2) 宮崎市情報公開条例施行規則

平成14年 7月26日
規則第38号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第10号
平成21年 3月30日規則第10号

市長が管理する公文書の公開等に関する規則（平成11年規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書）

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、公開請求をするものの希望する公開の方法とする。

2 条例第6条第1項の書面は、公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（公開決定等の通知）

第3条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、公開の日時及び場所とする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 非公開決定通知書（様式第4号）

（期間延長の通知）

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第12条の規定による通知は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（意見照会等の通知）

第5条 条例第14条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定第三者通知書（様式第8号）により行うものとする。

（公文書の公開方法）

第6条 条例第15条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク（幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。）若しくは光ディスク（直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

（閲覧又は視聴の中止）

第7条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴するものが当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（費用負担）

第8条 条例第17条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第9条 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第9号）により行うものとする。

（公表の方法）

第10条 条例第32条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の公文書の公開の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 公文書の公開の請求及び申出の状況

(2) 公文書の公開決定等の状況

(3) 不服申立ての件数及びその処理状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（出資法人）

第11条 条例第33条第1項の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」とい

う。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第10号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日規則第10号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額
備考		
1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。		
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。		

(3) 宮崎市情報公開審査会規則

平成14年7月5日
規則第29号

宮崎市情報公開審査会規則（平成11年規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補佐人）

第4条 条例第23条第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

（意見陳述者の数）

第5条 条例第23条第1項の規定により意見を述べる者の数は、不服申立人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

（議事録）

第6条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

4 個人情報保護関係例規

(1) 宮崎市個人情報保護条例

平成14年3月29日
条例第2号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第75号
平成19年3月23日条例第2号 平成21年3月30日条例第2号
平成21年12月25日条例第52号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、本市の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。））であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関

する本市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

2 この条例に基づく請求又は申出をしようとする者は、この条例により保障された権利等を正当に行使しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- (7) 他の実施機関から収集する場合であつて、当該個人情報を利用することに事

務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために当該個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他当該個人情報を提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(提供先に対する制限等)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めることができる。

(電子計算機の結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、通信回線での電子計算機の結合による個人情報の提供（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方式によるものに限る。）を行ってはならない。ただ

し、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと実施機関が認めるときは、この限りでない。
(個人情報の適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、当該事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人(以下「未成年者等」という。)の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号

に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に対しても開示することができないとされている個人情報
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (3) 本市又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (4) 開示することにより、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる個人情報
- (5) 本市と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの
- (6) 開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの権利利益を害するおそれがあると認められるもの
- (7) 未成年者等の個人情報であって、当該未成年者等の法定代理人に開示することが、当該未成年者等の利益に反すると認められるもの
(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場

合において、期間の経過により当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第26条及び第27条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条及び第26条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第20条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

- 2 実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合において、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。
- 3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(簡易開示)

第21条 実施機関が開示することについて明らかに支障がないとしてあらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、開示決定等をしないで、速やかに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第1項の規定にかかわらず、規則で定める方法により行う。
- 3 第14条第2項の規定は、前2項の規定により開示請求をする者及び開示を受ける者について準用する。

(訂正請求)

第22条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている

自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求の手続）

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める部分及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正決定等）

第24条 実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正したうへ、訂正請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、訂正決定等について準用する。

（審査会への諮問）

第25条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第27条において同じ。）又は訂正決定等（訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示し、又は訂正することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第26条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者又は訂正請求者（開示請求者又は訂正請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第27条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第28条 第25条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第29条 審査会は、不服申立てに係る事件に関し必要があると認めるときは、不服申立人、諮問をした実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（委任）

第30条 前2条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（是正の申出）

第31条 何人も、自己に関する個人情報を実施機関が第7条又は第8条の規定に違反して取り扱っていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に申し出なければならない。

(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所

(2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 是正を求める取扱い及び是正の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第13条第2項及び第14条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

4 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理をしなければならない。

5 実施機関は、前項の規定により処理をしたときは、是正の申出をした者に対し、速やかに当該処理の内容（是正の申出の趣旨に沿った処理をしないときは、その理由を含む。）を書面により通知しなければならない。

（手数料等）

第32条 この条例の規定に基づく請求及び申出に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（苦情への対応）

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（国又は他の地方公共団体との協力）

第34条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

（他の制度との調整等）

第35条 他の法令等の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正その他これらに類するものの手続が規定されているときは、その定めるところによる。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

（施行の状況の公表）

第36条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（出資法人の措置）

第37条 本市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条中宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴くことに係る部分並びに第28条及び第30条の規定

は、同年7月1日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和59年条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により宮崎市個人情報保護審議会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。
- 5 この条例の施行の前に行われた旧条例第10条又は第11条の規定による申請に係る開示、訂正又は削除については、なお従前の例による。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

- 6 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入（次項及び第8項において「編入」という。）の際現に3町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日以後速やかに」とする。
- 7 編入の際現に田野町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和63年田野町条例第7号。以下「田野町条例」という。）第8条ただし書の規定により田野町個人情報保護審査会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。
- 8 前項に定めるもののほか、編入の前日に佐土原町個人情報保護条例（平成17年佐土原町条例第1号）、田野町条例及び高岡町個人情報保護条例（平成17年高岡町条例第1号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

- 9 清武町の編入の際現に同町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、清武町の編入の日以後速やかに」とする。
- 10 清武町の編入の前日に清武町個人情報の保護に関する条例（平成17年清武町条例第36号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第75号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月30日条例第 2 号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第52号）

この条例は、平成22年 3 月23日から施行する。

(2) 宮崎市個人情報保護条例施行規則

平成14年 7月26日
規則第37号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第 9号
平成21年 3月30日規則第 9号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務等の届出)

第2条 条例第6条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の記録形態
- (2) 電子計算機処理の状況
- (3) 目的外利用等の状況
- (4) 個人情報取扱事務の委託の状況

2 条例第6条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届（様式第1号）又は個人情報取扱事務変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 条例第6条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届（様式第3号）により行うものとする。

(開示請求書)

第3条 条例第14条第1項第3号の規則で定める事項は、開示請求をする者の希望する開示の方法とする。

2 条例第14条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書（様式第4号）によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第14条第2項（条例第20条第3項、第21条第3項、第23条第2項及び第31条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の本人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げる書類のいずれかであって、当該本人の氏名及び住所が記載されているものとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) その他これらに類するものとして市長が認める書類

2 条例第14条第2項の法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該法定代理人の氏名及び住所が記載されているもの
- (2) 戸籍の抄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの

(開示決定等の通知)

第5条 条例第18条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それ

ぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報開示決定通知書
(様式第5号)

(2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報部分開示決定通知書
(様式第6号)

(3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 個人情報不開示決定通知書
(様式第7号)

2 条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第8号)により行うものとする。

(意見照会等の通知)

第6条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第19条第1項の規定による通知は、個人情報意見照会書(様式第9号)により行うものとする。

3 条例第19条第2項(条例第27条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、個人情報開示決定第三者通知書(様式第10号)により行うものとする。

(個人情報の開示方法)

第7条 条例第20条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク(幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。)若しくは光ディスク(直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(閲覧又は視聴の中止)

第8条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(簡易開示の告示)

第9条 実施機関は、条例第21条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、その旨を告示するものとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める方法は、前項の規定による告示において定めるものとする。

(訂正請求書)

第10条 条例第23条第1項第4号の規則で定める事項は、訂正の区分とする。

2 条例第23条第1項の訂正請求書は、個人情報訂正請求書（様式第11号）によるものとする。

（訂正決定等の通知）

第11条 条例第24条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

（1）個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報訂正決定通知書（様式第12号）

（2）個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報部分訂正決定通知書（様式第13号）

（3）個人情報の全部を訂正しない旨の決定をしたとき 個人情報不訂正決定通知書（様式第14号）

2 条例第24条第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第15号）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第12条 条例第26条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書（様式第16号）により行うものとする。

（是正の申出等）

第13条 条例第31条第2項第4号の規則で定める事項は、是正の理由とする。

2 条例第31条第2項の規定による申出は、個人情報取扱是正申出書（様式第17号）により行うものとする。

3 条例第31条第5項の規定による通知は、個人情報取扱是正内容通知書（様式第18号）により行うものとする。

（費用負担）

第14条 条例第32条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。（公表の方法）

第15条 条例第36条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の個人情報の開示等の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）個人情報の開示及び訂正の請求状況

（2）個人情報の開示決定等及び訂正決定等の状況

（3）不服申立ての件数及びその処理状況

（4）個人情報取扱いの是正の申出及びその処理の状況

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（出資法人）

第16条 条例第37条の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)
- 2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則(昭和59年規則第12号)は、廃止する。

附 則(平成17年3月31日規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

	区分	金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額

公文書の写しの送付に要する費用	郵便料金相当額
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。 2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。 	

様式第1号～様式第18号（省略）

(3) 宮崎市個人情報保護審査会規則

平成14年6月28日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）第30条の規定に基づき、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、不服申立てに関する審議をするとき及び審査会が特に必要と認めたときは、非公開とする。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

